

高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と中日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第１０条中「平成６２年８月１５日」を「平成６２年８月２９日」に改める。

別紙１を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

**(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県高山市清見町夏厩 から
 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで

(ロ) 延 長 25.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 から 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで	80	25.0	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県高山市清見町夏厩 から 岐阜県大野郡白川村大字鳩谷 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員3.0mを確保する。

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

—	メートル	(土工部)
—	メートル	(橋梁部)

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道156号	岐阜県大野郡白川村大字 鳩谷	立体接続	白川郷インターチェンジ
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	岐阜県高山市清見町夏厩	立体接続	飛驒清見インターチェンジ

185,807 百万円(消費税込み)
※超過相当額を含む

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 7 月 5 日 (供用開始)
平成 21 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

77, 296 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 77, 296 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県厚木市下津古久まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
 神奈川県厚木市下津古久 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋	から	120	1.5	
神奈川県厚木市 下津古久	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋	から	4 車線	6 車線	
神奈川県厚木市 下津古久	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

2. 25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

119, 500 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

111, 741 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 107, 605 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(神奈川県厚木市下津古久から神奈川県伊勢原市上粕屋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県厚木市下津古久 から
 神奈川県伊勢原市上粕屋 まで

(ロ) 延 長 6.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第1種第1級(道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久	から	120	6.7	
神奈川県伊勢原市 上粕屋	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市 下津古久 神奈川県伊勢原市 上粕屋	から まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

－ メートル (土工部)

2.25 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道129号	神奈川県厚木市 下津古久	立体接続	厚木南インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県伊勢原市 東富岡	立体接続	伊勢原ジャンクション(仮称)
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市 上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

269,859 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

310, 077 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 299, 143 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(神奈川県伊勢原市上粕屋から神奈川県秦野市柳川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県伊勢原市上粕屋 から
 神奈川県秦野市柳川 まで

(ロ) 延 長 12.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	120	12.8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県伊勢原市上粕屋 から 神奈川県秦野市柳川 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	-	-	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	-	-	1.75	1.25	3.00	

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- ー メートル (土工部)
- ー メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県伊勢原市上粕屋	立体接続	伊勢原北インターチェンジ(仮称)
一般国道246号	神奈川県秦野市菖蒲	立体接続	秦野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

331, 835 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

416, 962 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 396, 919 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(神奈川県秦野市柳川から静岡県御殿場市駒門まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県秦野市柳川 から
 静岡県御殿場市駒門 まで

(ロ) 延 長 32.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県秦野市柳川	から	120	32.3	
静岡県御殿場市駒門	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県秦野市柳川 から 静岡県御殿場市駒門 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	———	———	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ——— メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道138号 及び県道仁杉柴怒田線	静岡県御殿場市柴怒田	立体接続	御殿場インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県御殿場市駒門	立体接続	御殿場ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

504, 921 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

638, 188 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 609, 435 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(静岡県御殿場市駒門から静岡県駿東郡長泉町大字元長窪まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県御殿場市駒門 から
 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで

(ロ) 延 長 13.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	120	13.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル 及び 3.75 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県御殿場市駒門 から 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3. 00	1. 75	4. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3. 00	1. 25	4. 25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	静岡県御殿場市 駒門	立体接続	御殿場ジャンクション(仮称)
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

229,874 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

151, 620 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 151, 498 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

**(静岡県駿東郡長泉町大字元長窪から静岡県浜松市北区引佐町東黒田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県駿東郡長泉町大字元長窪 から
 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 まで

(ロ) 延 長 131.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	から	120	131.5	
静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル および 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	から	4 車線	6 車線	
静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	3.00	1.75	4.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.00	1.25	4.25	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道大岡元長窪線	静岡県駿東郡 長泉町大字元長窪	立体接続	長泉沼津インターチェンジ(仮称)
一般国道139号(西富士道路) 及び県道一色久沢線	静岡県富士市 厚原	立体接続	富士インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	静岡県静岡市 清水区矢原	立体接続	清水インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	吉原ジャンクション(仮称)
県道清水富士宮線	静岡県静岡市 清水区杉山	立体接続	伊佐布インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県静岡市 清水区草ヶ谷	立体接続	尾羽ジャンクション(仮称)
県道井川湖御幸線 及び県道山脇大谷線	静岡県静岡市 葵区下	立体接続	静岡インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

一般国道1号 及び県道静岡朝比奈藤枝線	静岡県藤枝市 岡部町入野	立体接続	藤枝岡部インターチェンジ(仮称)
一般国道473号	静岡県島田市 横岡新田	立体接続	金谷インターチェンジ(仮称)
県道掛川天竜線	静岡県周智郡 森町睦実	立体接続	森掛川インターチェンジ(仮称)
一般国道152号	静岡県浜松市 浜北区中瀬	立体接続	浜北インターチェンジ(仮称)
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	引佐ジャンクション(仮称)
一般国道257号	静岡県浜松市 北区引佐町東黒田	立体接続	引佐インターチェンジ(仮称)
第一東海自動車道	静岡県浜松市 北区三ヶ日町福長	立体接続	三ヶ日ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2, 341, 078 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 033, 235 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 029, 522 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第二東海自動車道横浜名古屋線

(静岡県浜松市北区引佐町東黒田から愛知県豊田市岩倉町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から
 愛知県豊田市岩倉町 まで

(ロ) 延 長 55.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	120	55.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県浜松市北区引佐町東黒田 から 愛知県豊田市岩倉町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50メートル(土工部)

4. 50メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道474号 (三遠南信自動車道)	静岡県浜松市北区引佐町 東黒田	立体接続	引佐ジャンクション(仮称)
一般国道151号	愛知県新城市八束穂	立体接続	新城インターチェンジ(仮称)
一般国道473号	愛知県岡崎市檜山町	立体接続	額田インターチェンジ(仮称)
一般国道475号 (東海環状自動車道)	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

581, 733 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

623, 714 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 622, 183 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

**(静岡県静岡市清水区吉原から山梨県南巨摩郡南部町福士まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 静岡県静岡市清水区吉原 から
 山梨県南巨摩郡南部町福士 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
静岡県静岡市 清水区吉原	から	80	20.7	
山梨県南巨摩郡 南部町福士	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
静岡県静岡市 清水区吉原 から 山梨県南巨摩郡 南部町福士 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
 ー メートル (土工部)
 ー メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 清水区吉原	立体接続	吉原ジャンクション(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 南部町福士	立体接続	富沢インターチェンジ(仮称)
中部横断自動車道	山梨県南巨摩郡 南部町福士	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

154, 148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

187, 924 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 180, 835 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

**(山梨県西八代郡市川三郷町宮原から山梨県南巨摩郡富士川町大柵まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県西八代郡市川三郷町宮原 から
 山梨県南巨摩郡富士川町大柵 まで

(ロ) 延 長 9.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	から	80	9.3	
山梨県南巨摩郡 富士川町大柵	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山梨県西八代郡 市川三郷町宮原 から 山梨県南巨摩郡 富士川町大櫓 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員
- メートル
- メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中部横断自動車道	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	平面接続	本線(新直轄)
県道市川三郷身延線	山梨県西八代郡 市川三郷町宮原	立体接続	六郷インターチェンジ(仮称)
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町青柳町	立体接続	増穂インターチェンジ

(4) 工事予算

65,779 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

78, 480 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 75, 715 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中部横断自動車道

**(山梨県南巨摩郡富士川町大櫛から山梨県南アルプス市吉田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中部横断自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山梨県南巨摩郡富士川町大柵 から
 山梨県南アルプス市吉田 まで

(ロ) 延 長 6.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山梨県南巨摩郡 富士川町大柵 から 山梨県南アルプス市 吉田 まで	80	6.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山梨県南巨摩郡 富士川町大柵 から 山梨県南アルプス市 吉田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

—	メートル	(土工部)
—	メートル	(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道52号	山梨県南巨摩郡 富士川町大柵	立体接続	増穂インターチェンジ
県道韮崎南アルプス中央線	山梨県南アルプス市 吉田	立体接続	南アルプスインターチェンジ

(4) 工事予算

28,524 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	5年	12月	4日
②工事の完成年月日	平成	18年	12月	16日(供用開始)
	平成	21年	11月	30日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10,853 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10,853 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋亀山線

**(愛知県名古屋市緑区大高町から愛知県名古屋市名東区貴船まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 愛知県名古屋市緑区大高町 から
 愛知県名古屋市名東区貴船 まで

(ロ) 延 長 12.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 2 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	60	12.7	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
愛知県名古屋市緑区大高町 から 愛知県名古屋市名東区貴船 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

2. 25 メートル (土工部)
 2. 25 メートル (橋梁部)
 2. 50 メートル (掘割部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高速2号 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市緑区 大高町字茨谷山	立体接続	名古屋南ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 大高町字北平部	立体接続	有松インターチェンジ
一般国道302号	愛知県名古屋市緑区 黒沢台	立体接続	鳴海インターチェンジ
一般国道302号 及び一般国道153号	愛知県名古屋市天白区 梅ヶ丘	立体接続	植田インターチェンジ
市道高速1号四谷高針線 (名古屋高速道路)	愛知県名古屋市名東区 猪高町大字高針	立体接続	高針ジャンクション
一般国道302号	愛知県名古屋市名東区 貴船	立体接続	上社南インターチェンジ

別 紙 1

(4) 工事予算

199, 561 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 3 月 20 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

140, 253 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 140, 253 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県四日市市伊坂町から三重県四日市市北山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市伊坂町 から
 三重県四日市市北山町 まで

(ロ) 延 長 4.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市伊坂町	から	100	4.4	
三重県四日市市北山町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市伊坂町 から 三重県四日市市北山町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線	三重県四日市市伊坂町	立体接続	四日市ジャンクション
一般国道475号 (東海環状自動車道)	三重県四日市市北山町	立体接続	四日市北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

50, 327 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

59, 098 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 58, 864 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県四日市市北山町から三重県三重郡菰野町大字潤田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市北山町 から
 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで

(ロ) 延 長 8.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)
 ・なお、暫定施工時は、第1種第2級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	120	8.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市北山町 から 三重県三重郡菰野町大字潤田 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道477号	三重県三重郡菰野町 大字潤田	立体接続	菰野インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

94, 362 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

115, 553 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 110, 343 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県三重郡菰野町大字潤田から三重県亀山市安坂山町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県三重郡菰野町大字潤田 から
 三重県亀山市安坂山町 まで

(ロ) 延 長 15.2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級(道路構造令)
 なお、暫定施工時は、第1種第2級(道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	120	15.2	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県三重郡菰野町大字潤田 から 三重県亀山市安坂山町 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	2.50	1.25	3.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	1.75	1.25	3.00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

179, 217 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

216, 435 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 205, 958 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県亀山市安坂山町 から
滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで

(ロ) 延 長 13.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県亀山市安坂山町	から	120	13.5	
滋賀県甲賀市甲賀町岩室	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル 及び 3.75メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県亀山市安坂山町 から 滋賀県甲賀市甲賀町岩室 まで	4 車線	6 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	3.00	1.75	4.75	
トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	3.125	1.25	4.375	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル(土工部)
- － メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 名古屋亀山線 (東名阪自動車道)	三重県亀山市辺法寺町	立体接続	亀山ジャンクション

(4) 工事予算

175, 942 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 2 月 23 日 (供用開始)
平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41,816 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41,816 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線

**(三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島から三重県度会郡大紀町崎まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島 から
 三重県度会郡大紀町崎 まで

(ロ) 延 長 10.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島 から 三重県度会郡大紀町崎 まで	80	10.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
三重県北牟婁郡紀北町 紀伊長島区東長島	から	2 車線	4 車線	
三重県度会郡大紀町崎	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
近畿自動車道 尾鷲多気線	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	平面接続	本線(新直轄)
一般国道422号	三重県北牟婁郡紀北町紀 伊長島区東長島	立体接続	紀伊長島インターチェンジ(仮称)
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ

(4) 工事予算

48, 561 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

52, 692 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 52, 343 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線

**(三重県度会郡大紀町崎から三重県多気郡大台町大字菅合まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県度会郡大紀町崎 から
 三重県多気郡大台町大字菅合 まで

(ロ) 延 長 10.4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	80	10.4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県度会郡大紀町崎 から 三重県多気郡大台町大字菅合 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道紀勢インター線	三重県度会郡大紀町崎	立体接続	紀勢大内山インターチェンジ
一般国道42号	三重県多気郡大台町大字 菅合	立体接続	大宮大台インターチェンジ

(4) 工事予算

38, 799 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 2 月 7 日 (供用開始)
平成 23 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27,677 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27,677 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道敦賀線

(福井県小浜市府中から福井県敦賀市高野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 敦賀線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福井県小浜市府中 から
 福井県敦賀市高野 まで

(ロ) 延 長 39.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福井県小浜市府中	から	80	39.0	
福井県敦賀市高野	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福井県小浜市府中 から 福井県敦賀市高野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

※ 土工部については、左側路肩を二次除雪作業に必要な作業幅員2.50mを確保する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員 — メートル

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道上中田烏線	福井県三方上中郡若狭町 上黒田	立体接続	上中インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方上中郡若狭町 気山	立体接続	三方インターチェンジ(仮称)
一般国道27号	福井県三方郡美浜町 太田	立体接続	美浜インターチェンジ(仮称)
北陸自動車道	福井県敦賀市高野	立体接続	敦賀ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

203, 229 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

220, 000 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 218, 962 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(高井戸IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都杉並区上高井戸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	浅間橋ONランプ
都道環状放射5号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	高井戸OFFランプ
主要地方道環状8号線	東京都杉並区上高井戸	立体接続	中之橋ONランプ

(4) 工事予算

42, 100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 37 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

58, 809 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 56, 702 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中央自動車道富士吉田線

**(東京都八王子市元八王子一丁目から東京都八王子市元八王子二丁目まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 東京都八王子市元八王子一丁目 から
 東京都八王子市元八王子二丁目 まで

(ロ) 延 長 1.0 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都八王子市 元八王子一丁目	から	80	1.0	
東京都八王子市 元八王子二丁目	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市 元八王子一丁目 から 東京都八王子市 元八王子二丁目 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 30 メートル (土工部)

4. 30 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

2, 100 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 537 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 501 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(元八王子IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市元八王子町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
都道山田宮ノ前線	東京都八王子市 元八王子町	立体接続	元八王子インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

55 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 28 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

当該インターチェンジは、接続道路管理者が高速自動車国道法第11条の2第1項の連結許可を受けていないため、今後の検討に必要な当面の設計費用のみを計上することとする。着手予定年月日は、さしあたり平成28年4月1日とし、完成予定年月日は、現行整備計画区間が全て完成すると想定している時期とした。なお、連結許可が出された時点で必要な協定変更を行う。

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

90 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

— 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

30, 700 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 2 年 4 月 3 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 6 月 23 日(供用開始)
 平成 21 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 231 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 231 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(八王子JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

東京都八王子市裏高尾町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

9, 180 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 2 年 4 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 540 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 530 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道富士吉田線(都留IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 富士吉田線

(2) 工事の箇所

山梨県都留市つる

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道都留インター線	山梨県都留市つる	立体接続	都留インターチェンジ

(4) 工事予算

900 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 054 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 043 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(諏訪IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県諏訪市中洲

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	長野県諏訪市 中洲	立体接続	諏訪インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 41 年 10 月 25 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 186 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 135 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(飯田山本IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

長野県飯田市山本

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道 474号 (三遠南信自動車道)	長野県飯田市山本	立体接続	飯田山本インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 637 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 4 月 13 日(供用開始)

平成 21 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 805 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 805 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(養老JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

10, 873 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 339 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 329 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(養老JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

岐阜県養老郡養老町飯積

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県養老郡養老町飯積	立体接続	養老ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2, 200 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 848 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 838 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道長野線(松本JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 長野線

(2) 工事の箇所

長野県松本市島立

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	長野県松本市島立	立体接続	松本ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

3, 300 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 580 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 411 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

**(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市杉久保まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
 神奈川県海老名市杉久保 まで

(ロ) 延 長 0.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 大谷	から	120	0.9	
神奈川県海老名市 杉久保	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 60 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 杉久保 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

2, 614 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 7 月 18 日 (供用開始)

平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 942 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 942 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

**(神奈川県海老名市大谷から神奈川県海老名市今里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市大谷 から
 神奈川県海老名市今里 まで

(ロ) 延 長 2.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 大谷	から	120	2.3	
神奈川県海老名市 今里	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 60 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 大谷 から 神奈川県海老名市 今里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

12, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 4 月 9 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 152 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 554 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

**(神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市社家まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県海老名市門沢橋 から
 神奈川県海老名市社家 まで

(ロ) 延 長 1.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋	から	80	1.5	
神奈川県海老名市 社家	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 門沢橋	から	4 車線	4 車線	
神奈川県海老名市 社家	まで			

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

ー メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション

(4) 工事予算

41, 294 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28,841 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 28,806 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

第一東海自動車道

**(神奈川県海老名市社家から神奈川県海老名市中新田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県海老名市社家	から
	神奈川県海老名市中新田	まで

(ロ) 延 長	1.9 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分	海老名市社家から海老名市中新田まで 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	--

	海老名市中新田から海老名市中新田まで 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
--	---

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 社家	から	80	1. 2	
神奈川県海老名市 中新田	まで			
神奈川県海老名市 中新田	から	100	0. 7	
神奈川県海老名市 中新田	まで			

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 社家	から	4 車線	4 車線	
神奈川県海老名市 中新田	まで			

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	上段(第1種第3級) 海老名市社家から 海老名市中新田まで 下段(第1種第2級) 海老名市中新田から 海老名市中新田まで
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2 2.50×2	3.50 5.00	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 —

(チ) 中央帯の標準幅員

海老名市社家から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)
3.00 メートル (橋梁部)

海老名市中新田から海老名市中新田まで

— メートル (土工部)
4.50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 社家	立体接続	海老名ジャンクション
県道藤沢厚木	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線

(4) 工事予算

78, 585 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 22 年 2 月 27 日 (供用開始)
 平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41, 096 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40, 909 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道(沼津IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県沼津市足高

(3) 工事方法

他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号(伊豆縦貫自動車道) 及び県道沼津インター線	静岡県沼津市足高	立体接続	沼津インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 144 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 16 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 7 月 22 日(供用開始)

平成 21 年 7 月 26 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 115 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 115 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道(日進IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県日進市岩崎町

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道日進瀬戸道路 (名古屋瀬戸道路)	愛知県日進市岩崎町	立体接続	日進インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 209 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 117 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(美濃関JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

岐阜県関市下有知

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県関市下有知	立体接続	美濃関ジャンクション

(4) 工事予算

805 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 4 月 18 日 (供用開始)
平成 22 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

936 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 936 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

(岐阜県郡上市美並町山田から岐阜県郡上市八幡町有坂まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市美並町山田 から
 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで

(ロ) 延 長 8.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	80	8.3	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市美並町山田 から 岐阜県郡上市八幡町有坂 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として0.5m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

26, 515 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 20 年 10 月 16 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

27, 740 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 740 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

**(岐阜県郡上市八幡町有坂から岐阜県郡上市大和町島まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市八幡町有坂 から
 岐阜県郡上市大和町島 まで

(ロ) 延 長 4.6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	80	4.6	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市八幡町有坂 から 岐阜県郡上市大和町島 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として1.0m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

12, 509 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 5 月 26 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

13, 490 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 13, 490 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

**(岐阜県郡上市大和町島から岐阜県郡上市大和町万場まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市大和町島 から
 岐阜県郡上市大和町万場 まで

(ロ) 延 長 4.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	80	4.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市大和町島 から 岐阜県郡上市大和町万場 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.25	1.00	2.25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として2.0m拡幅する。

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

10, 461 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 54 年 3 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 3 月 13 日 (供用開始)

平成 25 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 761 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 761 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道

**(岐阜県高山市清見町夏厩から岐阜県大野郡白川村大字鳩谷まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

岐阜県高山市清見町夏厩	から
岐阜県大野郡白川村大字鳩谷	まで

(3) 工事予算

439 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

489 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 489 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第二東海自動車道横浜名古屋線(東海JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第二東海自動車道 横浜名古屋線

(2) 工事の箇所

愛知県東海市新宝町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高速名古屋新宝線 (名古屋高速道路)	愛知県東海市新宝町	立体接続	東海ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

7, 688 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 618 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 608 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(福井北JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

福井県福井市玄正島町18字

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道158号 (中部縦貫自動車道)	福井県福井市玄正島町 18字	立体接続	福井北ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

2, 500 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 928 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 800 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道名古屋亀山線(勝川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

愛知県春日井市勝川

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道302号	愛知県春日井市勝川	平面接続	勝川インターチェンジ

(4) 工事予算

800 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 58 年 8 月 16 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

947 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 939 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道名古屋亀山線(清洲JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

愛知県清須市朝日

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道高速名古屋朝日線 (名古屋高速道路)	愛知県清須市朝日	立体接続	清洲ジャンクション

(4) 工事予算

4, 474 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 12 月 9 日 (供用開始)
平成 21 年 4 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

582 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 582 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道 名古屋亀山線

**(三重県四日市市中村町から三重県亀山市川崎町まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 三重県四日市市中村町 から
 三重県亀山市川崎町 まで

(ロ) 延 長 5.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
三重県四日市市中村町	から	80	5.5	
三重県亀山市川崎町	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
三重県四日市市中村町 から 三重県亀山市川崎町 まで	1 車線	1 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50	2.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2.50	2.50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

3.00 メートル (土工部)

3.00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

5,812 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成年月日 平成 20 年 12 月 19 日 (供用開始)
平成 22 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,560 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,560 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道名古屋神戸線

**(三重県亀山市安坂山町から滋賀県甲賀市甲賀町岩室まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋神戸線

(2) 工事の区間

三重県亀山市安坂山町
滋賀県甲賀市甲賀町岩室

から
まで

(3) 工事予算

1, 625 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 772 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 772 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

近畿自動車道尾鷲多気線

**(三重県多気郡大台町大字菅合から三重県多気郡多気町丹生まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	三重県多気郡大台町大字菅合	から
	三重県多気郡多気町丹生	まで

(3) 工事予算

255 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成 5 年 12 月 4 日
②工事の完成年月日	平成 20 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

327 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

327 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道尾鷲多気線(奥伊勢PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 尾鷲多気線

(2) 工事の箇所

三重県多気郡大台町

(3) 工事予算

1,106 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 2 月 5 日 (供用開始)
平成 21 年 7 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

731 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 731 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道1号(新湘南バイパス)

**(神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道1号

(有料道路名 : 新湘南バイパス)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県茅ヶ崎市柳島	から
	神奈川県中郡大磯町東町	まで

(ロ) 延 長	5.6 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島	から	80	5. 6	
神奈川県中郡 大磯町東町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 柳島	から	4 車線	4 車線	
神奈川県中郡 大磯町東町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	-	-	-	-	-	
トンネル部分	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 5	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

 - メートル (土工部)
3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道相模原茅ヶ崎線	神奈川県茅ヶ崎市 柳島	立体接続	茅ヶ崎海岸インターチェンジ
一般国道134号	神奈川県 平塚市高浜台	立体接続	平塚インターチェンジ (仮称)
一般国道134号	神奈川県中郡 大磯町東町	立体接続	大磯インターチェンジ (仮称)
一般国道1号 (西湘バイパス)	神奈川県中郡 大磯町東町	平面接続	本線

(4) 工事予算

4, 910 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県茅ヶ崎市柳島まで

平成 30 年 4 月 1 日

別 紙 1

□ 神奈川県茅ヶ崎市柳島から神奈川県中郡大磯町東町まで

平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 364 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 113 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(神奈川県海老名市中新田から神奈川県厚木市上依知まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県海老名市中新田	から
	神奈川県厚木市上依知	まで

(ロ) 延 長	10.1 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県海老名市 中新田	から	100	10.1	
神奈川県厚木市 上依知	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県海老名市 中新田	から	4 車線	4 車線	
神奈川県厚木市 上依知	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 中新田	平面接続	本線
県道藤沢厚木線	神奈川県海老名市 中新田	立体接続	海老名インターチェンジ
一般国道246号 (厚木秦野道路)	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ(仮称)
一般国道129号	神奈川県厚木市 中依知	立体接続	圏央厚木インターチェンジ(仮称)
一般国道129号	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原インターチェンジ(仮称)
県道相模原町田線	神奈川県相模原市 南区当麻	立体接続	相模原インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

103, 253 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名中新田まで (STA110+52～STA113+40)
平成 16 年 6 月 29 日

ロ 神奈川県海老名市中新田から神奈川県海老名市河原口まで (STA113+40～STA114+60)
平成 21 年 5 月 11 日

ハ 神奈川県海老名市河原口から神奈川県厚木市金田まで (STA114+60～STA128+40)
平成 16 年 6 月 29 日

ニ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA128+40～STA129+20)
平成 23 年 2 月 1 日

ホ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA129+20～STA130+00)
平成 23 年 6 月 1 日

ヘ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA130+00～STA131+20)
平成 23 年 1 月 1 日

ト 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA131+20～STA132+91)
平成 23 年 1 月 1 日

チ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで (STA132+91～STA138+00)
平成 18 年 6 月 30 日

別 紙 1

リ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市金田まで 平成 23 年 1 月 1 日	(STA138+00～STA139+00)
ヌ 神奈川県厚木市金田から神奈川県厚木市下依知まで 平成 18 年 6 月 30 日	(STA139+00～STA146+05)
ル 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで 平成 20 年 7 月 1 日	(STA146+05～STA151+50)
ヲ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市下依知まで 平成 21 年 12 月 1 日	(STA151+50～STA152+50)
ワ 神奈川県厚木市下依知から神奈川県厚木市中依知まで 平成 20 年 7 月 1 日	(STA152+50～STA160+93.5)
カ 神奈川県厚木市中依知から神奈川県厚木市関口まで 平成 20 年 7 月 1 日	(STA160+93.5～STA164+85)
ヨ 神奈川県厚木市下依知 平成 24 年 7 月 1 日	(圏央厚木IC取り付け部)
タ 神奈川県厚木市関口から神奈川県厚木市山際まで 平成 19 年 2 月 1 日	(STA164+85～STA176+50)
レ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市山際まで 平成 24 年 6 月 1 日	(STA176+50～STA190+12.5)

別 紙 1

ソ 神奈川県厚木市山際から神奈川県厚木市上依知まで (STA190+12.5～STA193+32)

平成 23 年 10 月 1 日

ツ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA193+32～STA207+54)

平成 24 年 10 月 1 日

ネ 神奈川県厚木市上依知から神奈川県厚木市上依知まで (STA207+54～STA211+44)

平成 23 年 10 月 1 日

ナ 神奈川県相模原市南区当麻 (相模原IC料金所部)

平成 24 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

104, 172 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 101, 674 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県厚木市上依知 東京都八王子市南浅川町	から まで
-----------	---------------------------	----------

(ロ) 延 長	14.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	100	14.8	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県厚木市上依知 から 東京都八王子市南浅川町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
津久井広域道路 県道510号(長竹川尻)	神奈川県相模原市 緑区城山町小倉	立体接続	城山インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

38, 370 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 神奈川県厚木市上依知から東京都八王子市南浅川町まで (STA211+44～STA145+00)
平成 24 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40, 277 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 39, 287 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市裏高尾町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都八王子市南浅川町	から
	東京都八王子市裏高尾町	まで

(ロ) 延 長	2.0 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	80	2.0	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市南浅川町 から 東京都八王子市裏高尾町 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	1.75	1.00	2.75	
トンネル部分	—	—	0.75	0.75	1.50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1.75	1.00	2.75	

(チ) 付加車線の標準幅員 —

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道20号	東京都八王子市 南浅川町	立体接続	八王子南インターチェンジ(仮称)
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション

(4) 工事予算

32, 676 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (STA-1-40～STA0+00)
平成 23 年 10 月 1 日

ロ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (料金所)
平成 23 年 4 月 1 日

ハ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (Aランプ)(STA0+00～STA3+97)
平成 23 年 10 月 1 日

別 紙 1

- ニ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (Cランプ)(STA3+97～STA7+78)
平成 23 年 8 月 1 日
- ホ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (Bランプ)(STA0+00～STA3+29)
平成 23 年 10 月 1 日
- ヘ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (Bランプ)(STA3+29～STA4+93)
平成 23 年 8 月 1 日
- ト 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (電気室)
平成 23 年 4 月 1 日
- チ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線)(STA145+87～STA147+00)
平成 23 年 8 月 1 日
- リ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (上り線)(STA147+00～STA147+52)
平成 23 年 12 月 1 日
- ヌ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (下り線)(STA146+30～STA147+38)
平成 23 年 10 月 1 日
- ル 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市南浅川町まで (下り線)(STA147+38～STA147+60)
平成 24 年 2 月 1 日

別 紙 1

ヲ 東京都八王子市南浅川町から東京都八王子市高尾町まで (STA147+52～STA155+00)
平成 23 年 9 月 1 日

ワ 東京都八王子市高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA155+00～STA161+10)
平成 23 年 12 月 1 日

カ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA160+89～STA0+06)
平成 18 年 8 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 809 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 34, 792 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(東京都八王子市裏高尾町から東京都あきる野市牛沼まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都八王子市裏高尾町	から
	東京都あきる野市牛沼	まで

(ロ) 延 長	9.2 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都八王子市裏高尾町 から 東京都あきる野市牛沼 まで	80	9.2	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
東京都八王子市裏高尾町 から 東京都あきる野市牛沼 まで	4 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 00	3. 50	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道 富士吉田線	東京都八王子市 裏高尾町	立体接続	八王子ジャンクション
都道山田宮の前線	東京都八王子市 美山町	立体接続	八王子西インターチェンジ

(4) 工事予算

14, 113 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA0+06～STA3+80)

平成 18 年 10 月 1 日

ロ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA3+80～STA11+0)

平成 19 年 3 月 1 日

ハ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA11+0～STA12+0)

平成 19 年 3 月 17 日

別 紙 1

ニ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市裏高尾町まで (STA12+0～STA15+40)

平成 18 年 12 月 1 日

ホ 東京都八王子市裏高尾町から東京都八王子市下恩方町まで (STA15+40～STA26+94)

平成 19 年 1 月 4 日

ヘ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA26+94～STA42+06)

平成 18 年 12 月 1 日

ト 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA42+06～STA42+26)

平成 18 年 9 月 1 日

チ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA42+26～STA44+50)

平成 18 年 7 月 1 日

リ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市下恩方町まで (STA44+50～STA45+10)

平成 18 年 9 月 1 日

ヌ 東京都八王子市下恩方町から東京都八王子市美山町まで (STA45+10～STA49+60)

平成 18 年 7 月 1 日

ル 東京都八王子市美山町から東京都八王子市美山町まで (STA49+60～STA52+05)

平成 18 年 9 月 1 日

ヲ 東京都八王子市美山町から東京都八王子市川口町まで (STA52+05～STA65+94)

平成 18 年 9 月 1 日

別 紙 1

ワ 東京都八王子市川口町から東京都八王子市川口町まで (STA65+94～STA68+77)
平成 18 年 1 月 16 日

カ 東京都八王子市川口町から東京都八王子市上川町まで (STA68+77～STA71+87)
平成 18 年 9 月 1 日

コ 東京都八王子市上川町から東京都あきる野市牛沼まで (STA71+87～STA92+43)
平成 18 年 1 月 16 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成年月日

平成 19 年 6 月 23 日(供用開始)
平成 21 年 3 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 250 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 250 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県茅ヶ崎市西久保 から

神奈川県海老名市門沢橋 まで

(口) 延 長 7.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級(道路構造令)

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保	から	80	7.9	
神奈川県海老名市 門沢橋	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県茅ヶ崎市 西久保	から	4 車線	4 車線	
神奈川県海老名市 門沢橋	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道1号 (新湘南バイパス)	神奈川県茅ヶ崎市 西久保	立体接続	西久保ジャンクション(仮称)
県道 伊勢原藤沢線	神奈川県高座郡 寒川町田端	立体接続	寒川南インターチェンジ(仮称)
県道 相模原茅ヶ崎線	神奈川県高座郡 寒川町宮山	立体接続	寒川北インターチェンジ(仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	神奈川県海老名市 門沢橋	立体接続	海老名南ジャンクション(仮称)
第一東海自動車道	神奈川県海老名市 門沢橋	平面接続	本線

(4) 工事予算

21, 673 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

イ 神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県高座郡寒川町田端まで (STA-1+86～STA9+27)

平成 23 年 10 月 1 日

ロ 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町田端まで (STA9+27～STA11+57)

平成 24 年 12 月 1 日

ハ 神奈川県高座郡寒川町田端 (寒川南IC料金所部)

平成 24 年 4 月 1 日

ニ 神奈川県高座郡寒川町田端から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで (STA11+57～STA27+10)

平成 23 年 10 月 1 日

ホ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町一ノ宮まで (STA27+10～STA35+42)

平成 24 年 4 月 1 日

ヘ 神奈川県高座郡寒川町一ノ宮から神奈川県高座郡寒川町宮山まで (STA35+42～STA50+93.5)

平成 23 年 10 月 1 日

ト 神奈川県高座郡寒川町宮山 (寒川北IC料金所部)

平成 24 年 4 月 1 日

チ 神奈川県高座郡寒川町宮山から神奈川県高座郡寒川町倉見まで (STA50+93.5～STA53+78)

平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

- | | | |
|---|--|-------------------------|
| リ | 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 24 年 12 月 1 日 | (STA53+78～STA59+30.5) |
| ヌ | 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 23 年 7 月 1 日 | (STA59+30.5～STA61+26.5) |
| ル | 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 23 年 4 月 1 日 | (STA61+26.5～STA62+24.5) |
| ヲ | 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県高座郡寒川町倉見まで
平成 23 年 1 月 1 日 | (STA62+24.5～STA66+93) |
| ワ | 神奈川県高座郡寒川町倉見から神奈川県海老名市門沢橋まで
平成 22 年 8 月 1 日 | (STA66+93～STA72+09) |
| カ | 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで
平成 23 年 3 月 1 日 | (STA72+09～STA73+39) |
| コ | 神奈川県海老名市門沢橋から神奈川県海老名市門沢橋まで
平成 22 年 8 月 1 日 | (STA73+39～STA76+23) |

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日

神奈川県茅ヶ崎市西久保から神奈川県海老名市門沢橋まで

平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

23, 179 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 22, 230 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道271号(小田原厚木道路)(小田原西IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道271号

(有料道路名 : 小田原厚木道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県小田原市風祭

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道 1号 (小田原箱根道路)	神奈川県小田原市 風祭	平面接続	小田原西IC

(4) 工事予算

65 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 4 年 8 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

75 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

73 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(厚木PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

神奈川県厚木市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

6, 644 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 942 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 659 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田東JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

愛知県豊田市岩倉町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
第二東海自動車道 横浜名古屋線	愛知県豊田市岩倉町	立体接続	豊田東ジャンクション

(4) 工事予算

351 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 26 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

414 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

404 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(五斗蔭PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

岐阜県土岐市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 公共事業・有料道路事業 合併施行方式

(4) 工事予算

818 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 16 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 19 年 12 月 16 日 (供用開始)
 平成 20 年 6 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

869 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 869 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

(岐阜県可児市久々利柿下入会から岐阜県可児郡御嵩町比衣まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	岐阜県可児市久々利柿下入会	から
	岐阜県可児郡御嵩町比衣	まで

(ロ) 延 長	5.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	100	5.3	

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県可児市久々利柿下入会 から 岐阜県可児郡御嵩町比衣 まで	2 車線	4 車線	付加車線事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

28, 892 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

34, 326 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 855 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

一般国道475号(東海環状自動車道)

**(岐阜県関市下有知から岐阜県関市下有知まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	岐阜県関市下有知	から
	岐阜県関市下有知	まで

(ロ) 延 長	1.6 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市下有知	から	100	1. 6	
岐阜県関市下有知	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知	から	2 車線	4 車線	付加車線事業
岐阜県関市下有知	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

522 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 4 月 1 日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

665 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額

657 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(双葉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

山梨県甲斐市龍地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道県道希望ヶ丘線	山梨県甲斐市龍地	立体接続	双葉SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(入善スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県下新川郡入善町神林

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道入善インター北線 及び 町道入善インター南線	富山県下新川郡 入善町神林	立体接続	入善PA

(4) 工事予算

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日

平成 18 年 10 月 1 日	(供用開始)
平成 19 年 6 月 30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(徳光スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

石川県白山市徳光町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道H9号線 及び 市道H83号線	石川県白山市徳光町	立体接続	徳光PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 9 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 18 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道(富士川スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県富士市岩淵

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道富士川身延線 市道上町小山線 及び 市道片羽東名線	静岡県富士市岩淵	立体接続	富士川SA

(4) 工事予算

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日

平成 19 年	4 月	1 日	(供用開始)
平成 22 年	3 月	17 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**第一東海自動車道(遠州豊田スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

第一東海自動車道

(2) 工事の箇所

静岡県磐田市高見丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道高見丘東原1号線 及び 市道豊田東原線	静岡県磐田市高見丘	立体接続	遠州豊田PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(白山IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

石川県白山市中新保町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道松任宇ノ気線	石川県白山市 中新保町	立体接続	白山インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

956 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 205 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 181 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**近畿自動車道名古屋亀山線(亀山PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

近畿自動車道 名古屋亀山線

(2) 工事の箇所

三重県亀山市布気町高塚	から
三重県亀山市布気町大岨	まで

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道道野太岡寺側道3号線 及び 市道道野太岡寺側道1号線	三重県亀山市布気町高塚 及び 三重県亀山市布気町大岨	立体接続	亀山PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 19 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**中央自動車道西宮線(双葉スマートIC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道 西宮線

(2) 工事の箇所

山梨県甲斐市龍地

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道県道希望ヶ丘線	山梨県甲斐市龍地	立体接続	双葉SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 20 年 12 月 1 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 11 月 20 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(関広見IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号

(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

(イ) 工事の区間	岐阜県関市下有知	から
	岐阜県関市池尻	まで

(ロ) 延	長	2.9キロメートル
-------	---	-----------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	公共事業・有料道路事業 合併施行方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県関市下有知	から	100	2.9	
岐阜県関市池尻	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県関市下有知	から	2 車線	4 車線	
岐阜県関市池尻	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
トンネル部分	1.75×2	3.50	-	-	-	
橋梁高架部分 (中小橋)	-	-	-	-	-	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	-	-	-	

(チ) 付加車線の標準幅員 - メートル

(リ) 中央帯の標準幅員 - メートル (土工部)
 - メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東海北陸自動車道	岐阜県関市下有知	立体接続	美濃関ジャンクション
一般国道418号	岐阜県関市池尻	立体接続	関広見インターチェンジ

(4) 工事予算

968 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 岐阜県関市下有知 から 岐阜県美濃市志摩まで
平成 21年 1月 7日

ロ 岐阜県美濃市志摩 から 岐阜県美濃市笠神 まで
平成 21年 2月12日

ハ 岐阜県美濃市笠神 から 岐阜県美濃市笠神 まで
平成 21年 1月 7日

ニ 岐阜県美濃市笠神 から 岐阜県関市池尻 まで
平成 21年 2月12日

ホ 岐阜県関市池尻 から 岐阜県関市池尻 まで
平成 20年 8月26日

へ 岐阜県関市池尻 から 岐阜県関市池尻 まで
平成 21年 2月12日

- ・ なお、合併施行方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が公共事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 4 月 18 日 (供用開始)
 平成 22 年 9 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 067 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 067 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

中日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

61, 625 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

61, 933 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
また、工事完成後は精算額としている。

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
中央自動車道 富士吉田線	東京都府中市小柳町から東京都府中市是政まで	都道川崎府中線及び市道中央道側道	東京都府中市小柳町及び東京都府中市是政	立体接続	平成21年 9月29日	平成24年 7月31日	1,808百万円	2,051百万円	—	本線 直結型
中央自動車道 西宮線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	県道湖東三山インター線	滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺	立体接続	平成21年 9月29日	平成26年 3月31日	1,193百万円	1,390百万円	—	秦荘 PA
中央自動車道 長野線	長野県松本市島内から長野県安曇野市豊科高家まで	市道8087号線及び市道豊科1級2号線	長野県松本市島内及び長野県安曇野市豊科高家	立体接続	平成21年 9月29日	平成23年 1月31日	496百万円	548百万円	—	梓川 SA
第一東海自動車道	愛知県名古屋市中守山区下志段味から愛知県名古屋市中守山区深沢まで	市道守山パーキングエリア線	愛知県名古屋市中守山区下志段味	立体接続	平成21年 9月29日	平成26年 9月30日	3,219百万円	3,636百万円	—	守山 PA
中央自動車道 富士吉田線	山梨県富士吉田市上暮地	県道富士吉田西桂線	山梨県富士吉田市上暮地	立体接続	平成23年 4月1日	平成27年 3月31日	3,431百万円	3,780百万円	—	本線 直結型
第一東海自動車道	静岡県焼津市上新田	市道0105号線	静岡県焼津市上新田	立体接続	平成23年 4月1日	平成28年 3月31日	2,913百万円	3,364百万円	—	本線 直結型
東海北陸自動車道	富山県南砺市上川崎から富山県南砺市上津	(仮称)市道南砺スマートインター線	富山県南砺市柴田屋	立体接続	平成23年 4月1日	平成27年 3月31日	1,726百万円	1,907百万円	—	本線 直結型

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手および完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との連結位置及び接続の方法			工事の着手 予定年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県静岡市 葵区小瀬戸から静岡県静岡 市葵区飯間	市道小瀬戸飯 間線及び市道 飯間本線	静岡県静岡市 葵区小瀬戸 及び静岡県静 岡市葵区飯間	立体接続	平成23年 4月1日	平成25年 3月31日	630百万円	735百万円	—	静岡 SA (仮称)
第二東海自動車道 横浜名古屋線	静岡県浜松市 浜北区四大地 から静岡県浜 松市北区都田 町	市道浜北灰木 大平1号線及 び市道須部灰 の木線	静岡県浜松市 浜北区四大地 及び静岡県浜 松市北区都田 町	立体接続	平成23年 4月1日	平成25年 3月31日	618百万円	723百万円	—	浜松浜 北SA (仮称)
北陸自動車道	富山県砺波市 下中条	市道(仮称)高 岡砺波イン ター線	富山県砺波市 下中条	立体接続	平成23年 4月1日	平成27年 3月31日	1,868百万円	2,065百万円	—	本線 直結型
一般国道475号 (東海環状自動車道)	岐阜県土岐市 泉町	市道81920号 線、82525号線 及び82526号 線	岐阜県土岐市 泉町	立体接続	平成23年 4月1日	平成25年 2月28日	542百万円	637百万円	—	五斗葺 PA

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(ひるがの高原スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

岐阜県郡上市高鷲町鷲見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道八背尾線 及び 市道SA西線	岐阜県郡上市高鷲町 鷲見	立体接続	ひるがの高原SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(流杉スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

富山県富山市団子田割	から
富山県富山市清水田割	まで

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道流杉インター1号線 及び 市道流杉インター2号線	富山県富山市団子田割 及び 富山県富山市清水田割	立体接続	流杉PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(安宅スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

石川県小松市日末町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道日末海岸2号線 及び 県道小松加賀線	石川県小松市日末町	立体接続	安宅PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**北陸自動車道(南条スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

福井県南条郡南越前町牧谷
福井県南条郡南越前町上野から
まで

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道鯖波エリア線 及び 町道鑄物師阿久和線	福井県南条郡 南越前町牧谷 及び 福井県南条郡 南越前町上野	立体接続	南条SA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 21 年	3 月	26 日	
②工事の完成年月日	平成 21 年	4 月	1 日	(供用開始)
	平成 22 年	3 月	27 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**一般国道475号(東海環状自動車道)(鞍ヶ池スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道475号
(有料道路名 : 東海環状自動車道)

(2) 工事の箇所

愛知県豊田市矢並町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道鞍ヶ池スマート インター線	愛知県豊田市矢並町	立体接続	鞍ヶ池PA

(4) 工事予算

—

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 3 月 26 日

②工事の完成年月日 平成 21 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(飛騨白川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

岐阜県大野郡白川村飯島

(3) 工事予算

—

(3) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 29 日

②工事の完成年月日 平成 22 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係わる債務引受限度額

—

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東海北陸自動車道(西尾張IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の箇所

愛知県一宮市大和町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道岐阜稲沢線	愛知県一宮市 大和町	立体接続	西尾張インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

760 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

934 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 923 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

東海北陸自動車道
(岐阜県郡上市白鳥町那留から岐阜県高山市清見町夏厩まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

本別紙に係る工事については、当該区間の整備に必要な予算の見直しが決定されたことに伴い、工事を一旦停止している

1. 工事の内容

(1) 路線名

東海北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 岐阜県郡上市白鳥町那留 から
 岐阜県高山市清見町夏厩 まで

(ロ) 延 長 40.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	80	40.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
岐阜県郡上市白鳥町那留 から 岐阜県高山市清見町夏厩 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25×2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

※ 切土部については、左側路肩を堆雪余裕幅として白鳥～高鷲2. 0m、高鷲～飛驒清見3. 0m拡幅する。

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	—

(4) 工事予算

89, 000 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日 平成 21 年 9 月 5 日

②工事の完成予定年月日 —

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

—

本別紙に係る工事については、一旦停止しているため、改めて工事を再開することとなった際に債務引受限度額を記載する予定である。

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第 5 条第 2 項関連)

(機構法第 13 条第 1 項第 3 号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	14,696百万円
H 1 9	24,995百万円
H 2 0	27,416百万円
H 2 1	32,076百万円
H 2 2	21,857百万円
H 2 3	28,753百万円
H 2 4	33,678百万円
H 2 5	33,731百万円
H 2 6	33,746百万円
H 2 7	32,674百万円
H 2 8	33,254百万円
H 2 9	33,559百万円
H 3 0	33,952百万円
H 3 1	34,254百万円
H 3 2	34,478百万円
H 3 3	36,591百万円
H 3 4	37,103百万円
H 3 5	37,420百万円
H 3 6	38,002百万円
H 3 7	38,225百万円
H 3 8	38,069百万円
H 3 9	38,302百万円
H 4 0	38,486百万円
H 4 1	38,814百万円
H 4 2	39,621百万円
H 4 3	38,923百万円
H 4 4	39,913百万円
H 4 5	38,708百万円
H 4 6	38,784百万円
H 4 7	38,709百万円
H 4 8	38,784百万円
H 4 9	39,012百万円
H 5 0	38,669百万円
H 5 1	38,722百万円
H 5 2	38,744百万円
H 5 3	38,740百万円
H 5 4	38,764百万円
H 5 5	39,056百万円
H 5 6	38,598百万円
H 5 7	38,497百万円
H 5 8	38,515百万円
H 5 9	38,498百万円
H 6 0	38,562百万円
H 6 1	38,410百万円
H 6 2	15,965百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	50,158百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

(協定第 8 条第 1 項関連)
(機構法第 13 条第 1 項第 6 号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

中日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	構築物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(472, 195百万円) 484, 094百万円	(86, 431百万円) 74, 294百万円	(307, 137百万円) 316, 083百万円	(81, 338百万円) 69, 250百万円	(225, 799百万円) 246, 833百万円
H 1 9	(482, 966百万円) 484, 615百万円	(96, 496百万円) 80, 890百万円	(342, 904百万円) 344, 144百万円	(90, 810百万円) 75, 398百万円	(252, 094百万円) 268, 746百万円
H 2 0	(466, 881百万円) 456, 343百万円	(94, 180百万円) 76, 802百万円	(334, 674百万円) 326, 751百万円	(88, 630百万円) 71, 587百万円	(246, 044百万円) 255, 164百万円
H 2 1	(355, 494百万円) 329, 680百万円	(70, 563百万円) 54, 376百万円	(250, 751百万円) 231, 341百万円	(66, 405百万円) 50, 684百万円	(184, 346百万円) 180, 657百万円
H 2 2	(350, 323百万円) 343, 754百万円	(69, 626百万円) 54, 211百万円	(247, 421百万円) 230, 638百万円	(65, 524百万円) 50, 530百万円	(181, 897百万円) 180, 108百万円
H 2 3	310, 152百万円	49, 613百万円	211, 076百万円	46, 244百万円	164, 832百万円
H 2 4	327, 583百万円	51, 815百万円	220, 445百万円	48, 297百万円	172, 148百万円
H 2 5	337, 443百万円	53, 530百万円	227, 742百万円	49, 896百万円	177, 846百万円
H 2 6	483, 458百万円	79, 346百万円	337, 574百万円	73, 958百万円	263, 616百万円
H 2 7	494, 041百万円	81, 392百万円	346, 284百万円	75, 867百万円	270, 417百万円
H 2 8	499, 189百万円	82, 227百万円	349, 835百万円	76, 645百万円	273, 190百万円
H 2 9	498, 351百万円	82, 023百万円	348, 967百万円	76, 455百万円	272, 512百万円
H 3 0	497, 346百万円	81, 775百万円	347, 912百万円	76, 223百万円	271, 689百万円
H 3 1	503, 292百万円	82, 775百万円	352, 164百万円	77, 155百万円	275, 009百万円
H 3 2	506, 649百万円	83, 324百万円	354, 499百万円	77, 667百万円	276, 832百万円
H 3 3	505, 974百万円	82, 835百万円	352, 417百万円	77, 210百万円	275, 207百万円
H 3 4	509, 907百万円	83, 439百万円	354, 992百万円	77, 775百万円	277, 217百万円
H 3 5	511, 702百万円	83, 700百万円	356, 102百万円	78, 018百万円	278, 084百万円
H 3 6	509, 537百万円	83, 216百万円	354, 040百万円	77, 566百万円	276, 474百万円
H 3 7	508, 345百万円	82, 958百万円	352, 945百万円	77, 326百万円	275, 619百万円
H 3 8	507, 952百万円	82, 924百万円	352, 796百万円	77, 294百万円	275, 502百万円
H 3 9	509, 048百万円	83, 076百万円	353, 442百万円	77, 435百万円	276, 007百万円
H 4 0	506, 978百万円	82, 677百万円	351, 752百万円	77, 065百万円	274, 687百万円
H 4 1	506, 452百万円	82, 526百万円	351, 105百万円	76, 923百万円	274, 182百万円
H 4 2	505, 908百万円	82, 287百万円	350, 090百万円	76, 700百万円	273, 390百万円
H 4 3	503, 409百万円	81, 969百万円	348, 736百万円	76, 404百万円	272, 332百万円
H 4 4	497, 052百万円	80, 671百万円	343, 213百万円	75, 194百万円	268, 019百万円
H 4 5	492, 460百万円	80, 072百万円	340, 663百万円	74, 635百万円	266, 028百万円
H 4 6	488, 103百万円	79, 289百万円	337, 335百万円	73, 906百万円	263, 429百万円
H 4 7	485, 128百万円	78, 770百万円	335, 126百万円	73, 422百万円	261, 704百万円
H 4 8	479, 530百万円	77, 774百万円	330, 888百万円	72, 493百万円	258, 395百万円
H 4 9	475, 410百万円	77, 005百万円	327, 615百万円	71, 777百万円	255, 838百万円
H 5 0	471, 129百万円	76, 309百万円	324, 659百万円	71, 129百万円	253, 530百万円
H 5 1	468, 093百万円	75, 763百万円	322, 334百万円	70, 620百万円	251, 714百万円
H 5 2	461, 836百万円	74, 654百万円	317, 612百万円	69, 585百万円	248, 027百万円
H 5 3	457, 924百万円	73, 963百万円	314, 672百万円	68, 941百万円	245, 731百万円
H 5 4	453, 890百万円	73, 246百万円	311, 624百万円	68, 273百万円	243, 351百万円
H 5 5	451, 321百万円	72, 740百万円	309, 471百万円	67, 801百万円	241, 670百万円
H 5 6	445, 642百万円	71, 818百万円	305, 548百万円	66, 942百万円	238, 606百万円
H 5 7	440, 896百万円	70, 990百万円	302, 025百万円	66, 170百万円	235, 855百万円
H 5 8	436, 724百万円	70, 256百万円	298, 905百万円	65, 487百万円	233, 418百万円
H 5 9	433, 994百万円	69, 776百万円	296, 862百万円	65, 039百万円	231, 823百万円
H 6 0	428, 357百万円	68, 770百万円	292, 579百万円	64, 101百万円	228, 478百万円
H 6 1	424, 504百万円	68, 114百万円	289, 793百万円	63, 490百万円	226, 303百万円
H 6 2	135, 476百万円	21, 002百万円	89, 351百万円	19, 576百万円	69, 775百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

計画料金収入の額

中日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(589,562百万円) 607,357百万円
H 1 9	(599,122百万円) 606,762百万円
H 2 0	(585,472百万円) 569,080百万円
H 2 1	(477,225百万円) 446,639百万円
H 2 2	(475,906百万円) 464,578百万円
H 2 3	432,141百万円
H 2 4	455,361百万円
H 2 5	469,932百万円
H 2 6	619,207百万円
H 2 7	629,559百万円
H 2 8	635,441百万円
H 2 9	635,212百万円
H 3 0	635,074百万円
H 3 1	641,546百万円
H 3 2	645,163百万円
H 3 3	645,471百万円
H 3 4	648,319百万円
H 3 5	649,467百万円
H 3 6	647,086百万円
H 3 7	646,470百万円
H 3 8	645,854百万円
H 3 9	646,994百万円
H 4 0	644,621百万円
H 4 1	644,004百万円
H 4 2	643,388百万円
H 4 3	640,636百万円
H 4 4	634,404百万円
H 4 5	629,912百万円
H 4 6	625,421百万円
H 4 7	622,620百万円
H 4 8	616,437百万円
H 4 9	611,945百万円
H 5 0	607,453百万円
H 5 1	604,603百万円
H 5 2	598,469百万円
H 5 3	593,978百万円
H 5 4	589,486百万円
H 5 5	586,586百万円
H 5 6	580,502百万円
H 5 7	576,010百万円
H 5 8	571,518百万円
H 5 9	568,570百万円
H 6 0	562,535百万円
H 6 1	558,043百万円
H 6 2	228,788百万円

(注1) 平成18年度から平成21年度までの上段()内は、計画値、下段は実績値を、平成22年度の上段()内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

(注2) 本協定における計画料金収入の算定においては、平成24年度および平成25年度のマイレージ割引を計上していない。

別紙 7 を次のとおり改める。

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

- ①本協定第3条「協定の対象となる高速道路の路線名」中(1)から(13)までに定める路線(以下「高速国道」という。)の料金の額については以下のとおりとする。

イ 対距離制を適用する区間の料金の額及び適用方法

(イ) 対距離制を適用する区間

対距離制を適用する区間は、高速国道のうち、口の均一制及びハの区間料金制を適用する区間以外の区間とする。

(ロ) 料金の額

イ) 利用距離に対して課する可変額部分

- A 利用距離に対して課する1キロメートル当たりの料金の額は、次表のとおりとする。

(単位：円)

車種	区間	普通区間	大都市 近郊区間	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等		19.68	23.616	31.488	31.488
普通車		24.6	29.52	39.36	39.36
中型車		29.52	35.424	47.232	47.232
大型車		40.59	48.708	64.944	64.944
特大車		67.65	81.18	108.24	108.24

- B 100キロメートルを超える区間の利用に対しては、100キロメートルを超え、200キロメートルまでの部分について25パーセント、200キロメートルを超える部分について30パーセントの割引を行う。

(注1) 上表において「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1-1の自動車の車種区分をいう(別に定める場合を除き、以下同じ。)

(注2) 上表において「普通区間」とあるのは、(イ)に掲げる料金の徴収区間のうち、「大都市近郊区間」、「恵那山特別区間」及び「飛騨特別区間」以外の区間をいう(以下同じ。)

(注3) 上表において「大都市近郊区間」とあるのは、別添2の区間をいう(以下同じ。)

(注4) 上表において「恵那山特別区間」とあるのは、中央自動車道西宮線の園原インターチェンジから中津川インターチェンジまでの区間を、「飛騨特別区間」とあるのは、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジから白川郷インターチェンジまでの区間をいう(以下同じ。)

ロ) 利用1回に対して課する固定額部分

利用1回に対して課する料金の額は、150円とする。

(ハ) 適用方法

イ) キロ程

- A インターチェンジ相互間のキロ程は、別添3のとおりとする。ただし、供用されていない区間のキロ程については、当該区間に係る供用の日から適用する。

- B 甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、一般国道302号(伊勢湾岸道路)(以下「伊勢湾岸道路」という。)、一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))(以下「首都圏中央連絡自動車道」という。))又は一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から関市まで)(以下「東海環状自動車道」という。))が介在し、これらの道路と高速国道とを連続して通行する場合の甲インターチェンジと乙インターチェンジの間の料金の額の算定にあたって用いるキロ程は、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの高速国道のキロ程を通算したものとする。

- C 周回走行が可能な区間(以下「ループ」という。)を周回した場合のキロ程は、当該ループ内の各インターチェンジ相互間のキロ程を加算したものとする。

ロ) インターチェンジ相互間の料金の計算額

インターチェンジ相互間の料金の計算額は、車種毎に当該インターチェンジ相互間のキロ程に応じて、次表の算式により算出するものとする。

インターチェンジ相互間のキロ程 (単位：キロメートル)	インターチェンジ相互間のキロ程に応じた額 (単位：円)
100以下の場合	$LR + L'nR'n + 150$
100を超え、200以下の場合	$(0.75 + \frac{25}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$
200を超える場合	$(0.7 + \frac{35}{L+L'n})(LR + L'nR'n) + 150$

(注1) この表においてL、L'n、R及びR'nは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

L'n：大都市近郊区間（n1）、恵那山特別区間（n2）又は飛騨特別区間（n3）のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R'n：大都市近郊区間（n1）、恵那山特別区間（n2）又は飛騨特別区間（n3）の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ハ) 消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「消費税及び地方消費税」という。）の転嫁並びに料金の単位

ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.05を乗じ、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

二) 料金変更における激変緩和措置

A 平成7年4月9日以前に、別添4の（A）に掲げる額であった料金について、ロ) に定める方法により算出した車種毎のインターチェンジ相互間のキロ程に応じた額に1.03を乗じ、24捨25入により50円単位の端数処理を行った額（以下「調整額」という。）が（B）に掲げる料金の額以上となる場合には、イ) からハ) の規定にかかわらず（C）の額を適用するものとする。

B 調整額が500円以下で、かつ、上記算出方法によって得た料金の額が調整額を超える場合には、上記算出による額を調整額に据置くものとする。

ホ) インターチェンジ相互間の料金の額に係る調整

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、丙インターチェンジが存する場合において、ロ) から二) に定める方法により算出された甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額が、同様に算出された甲インターチェンジと丙インターチェンジ相互間の料金の額と、丙インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額との合算額を超えるときは、甲インターチェンジと乙インターチェンジ相互間の料金の額は、その合算額とする。

ヘ) 複数経路の場合の料金算定の特例

インターチェンジ相互間の経路が複数ある場合の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ、2倍を超える経路を走行した場合にはイ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ) 及びハ) に定める方法により算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

なお、各経路毎の距離比を算出するに当たっては、インターチェンジ相互間に伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道が介在する場合には、イ) により算出されたキロ程に次表に掲げる距離を加算して行うものとし、各経路毎の料金を算出するに当たっては、ロ) からホ) に定める方法により算出した額と伊勢湾岸道路、首都圏中央連絡自動車道又は東海環状自動車道のうち、介在する区間の料金を加算して行うものとする。

道路名	区 間	距 離
首都圏中央連絡自動車道	海老名インターチェンジ から 八王子ジャンクションまで	26.9 キロメートル
	八王子ジャンクションから あきる野インターチェンジ まで	9.6 キロメートル
伊勢湾岸道路	東海インターチェンジ から 飛島インターチェンジ まで	6.1 キロメートル
東海環状自動車道	豊田東ジャンクションから 土岐ジャンクションまで	39.8 キロメートル
	土岐ジャンクションから 関広見インターチェンジ まで	36.1 キロメートル

ト) 周回走行の場合の料金算定の特例

ループ内の周回走行が確定した場合の料金の額はイ) Cのキロ程に基づきロ) 及びハ) に定める方法により算出された額に周回走行回数を乗じたものとする。

チ) 料金調整

A 通行止めに伴う料金調整

対距離制を適用する区間において、最初に高速国道に流入したインターチェンジをAインターチェンジ、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として通行止め区間を迂回する経路の起点となる途中流出インターチェンジをBインターチェンジ、途中流出後、当該迂回経路の終点となる高速国道への再流入インターチェンジをCインターチェンジ、高速国道に再流入した後の最終流出インターチェンジをDインターチェンジとし、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由としてA、B、C各インターチェンジの走行により迂回走行した自動車、高速国道を順方向に走行し、Dインターチェンジにおいて通行止めによる迂回走行の事実を示した場合の料金の額については、再流入後に利用したCインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金の額について、以下のように料金調整を行った額を徴収する。ただし、料金調整後の料金の額が0円を下回る場合には、当該CインターチェンジとDインターチェンジまでの区間の料金については徴収しないものとして取扱う。

(A) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートル以下の区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額から、一律150円を控除した額に料金調整する。

(B) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間の場合

全車種を対象として、CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間の料金の額は、次の算式により算出する額に料金調整する。ただし、次の(C)に該当する場合は除く。

$$AD - (BD - CD) - AB$$

(C) 対距離制を適用する区間の総延長が100キロメートルを超える区間で、通行止めによって高速国道の連続した利用が不可能となったことを理由として、本来利用を意図していた路線の最終流出インターチェンジでの流出を行う代わりに、AインターチェンジからBインターチェンジ区間の走行方向の逆方向に存在するジャンクションでのみ接続される、本来利用を意図していた路線の代替路線を走行し、当該代替路線における最終流出インターチェンジ（以下「D' インターチェンジ」という。）にて流出を行う場合

全車種を対象として、次の算式により算出する額に料金調整する。

$$|AD' - BD'| + CD' - AB$$

(注1) 上記の算式において、AB、AD、BD、CD、AD'、BD' はそれぞれ次の数値を表すものとする。

AB: AインターチェンジからBインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ)により算出した料金の額

AD: AインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ)により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、

ト) 及びチ) により算出した料金の額

BD : BインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ) により算出した料金の額

CD : CインターチェンジからDインターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ) により算出した料金の額

AD' : AインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ) により算出した料金の額

BD' : BインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ) により算出した料金の額

CD' : CインターチェンジからD' インターチェンジまでの区間について、イ) により算出された走行経路のキロ程に基づき、ロ)、ハ)、ニ)、ホ)、ヘ)、ト) 及びチ) により算出した料金の額

(注2) (B) の場合において、 $BD < CD$ となる場合については、 $AD - AB$ により算出した額により料金調整を行う。

B 集中工事等に伴う料金調整

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、本協定第9条に定める貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として並行する高速国道の料金を調整する場合には、料金の調整を行う自動車、料金調整額及び実施期間等について事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

ロ 均一制を適用する区間の料金の額

均一制を適用する区間及び1回の通行に係る料金の額は、次表のとおりとする。

路線名	料金の徴収区間	料金の額（単位：円）				
		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
中央自動車道 富士吉田線	高井戸インターチェンジから 八王子インターチェンジまで	500	600	700	1,000	1,650

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

ハ 区間料金制を適用する区間の料金の額

近畿自動車道名古屋亀山線の料金の額について、名古屋西ジャンクションから名古屋インターチェンジ及び名古屋南ジャンクションまでの各区間の料金の額は、次表のとおりとする。

A 外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）

	料金の額（単位：円）				
入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋西ジャンクション	500	600	700	950	1,450
大治南インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
甚目寺南インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲西インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲東インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
清洲ジャンクション	500	600	700	950	1,450
山田西インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
楠ジャンクション	400	500	600	800	1,200
楠インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
勝川インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
小幡インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
引山インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
本郷インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
名古屋インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
上社南インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
高針ジャンクション	400	500	600	800	1,200
植田インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
鳴海インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
有松インターチェンジ	400	500	600	800	1,200

B 内回り（名古屋南ジャンクション方面から名古屋西ジャンクション方面へ通行する場合）

	料金の額（単位：円）				
入口インターチェンジ等	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
名古屋南ジャンクション	500	600	700	950	1,450
有松インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
鳴海インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
植田インターチェンジ	500	600	700	950	1,450
高針ジャンクション	400	500	600	800	1,200
名古屋インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
本郷インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
上社インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
大森インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
松河戸インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
勝川インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
楠ジャンクション	400	500	600	800	1,200
山田西インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
平田インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
清洲ジャンクション	400	500	600	800	1,200
清洲東インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
甚目寺北インターチェンジ	400	500	600	800	1,200
大治北インターチェンジ	400	500	600	800	1,200

- ② 一般国道１号（新湘南バイパス）（以下「新湘南バイパス」という。）における各インターチェンジ等相互間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ. 普通車

					藤 沢
					茅ヶ崎中央
					茅ヶ崎西
					茅ヶ崎海岸
					平 塚
大 磯	300	—	—	—	—
		—	—	400	600

ロ. 大型車

					藤 沢
					茅ヶ崎中央
					茅ヶ崎西
					茅ヶ崎海岸
					平 塚
大 磯	460	—	—	—	—
		—	—	610	920

ハ. 特大車

					藤 沢
					茅ヶ崎中央
					茅ヶ崎西
					茅ヶ崎海岸
					平 塚
大 磯	1,150	—	—	—	—
		—	—	1,510	2,300

（注１）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添１－２の自動車の車種区分をいう。

（注２）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

（注３）茅ヶ崎海岸インターチェンジ、平塚インターチェンジ及び大磯インターチェンジと各インターチェンジの料金の額については供用開始の日から適用する。

- ③ 一般国道１号（西湘バイパス）（以下「西湘バイパス」という。）における１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

料金所	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
橋	200	250	300	400	700
国府津	100	150	200	250	400
石 橋	150	200	250	350	550

（注）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

- ④ 一般国道１３８号（東富士五湖道路）（以下「東富士五湖道路」という。）における各区間の１回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

区 間		普 通 車	大 型 車	特 大 車
全 線		1,040	1,560	3,780
一 部 線	A 区間	520	780	1,890
	B 区間	520	780	1,890

（注１）Ａ区間とは、山梨県富士吉田市上吉田（起点）から同県同郡山中湖村山中までの区間

を、B区間とは、山梨県南都留郡山中湖村山中から静岡県駿東郡小山町須走（終点）までの区間をいう。

（注2）上表において「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1－2の自動車の車種区分をいう。

（注3）上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑤ 一般国道271号（小田原厚木道路）（以下「小田原厚木道路」という。）における各区間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

		軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
全線		600	700	700	1,100	1,900
一部線	A区間	300	350	350	550	950
	B区間	300	350	350	550	950

（注1） A区間とは、小田原市早川から神奈川県中郡大磯町生沢までの区間をいう。

B区間とは、神奈川県中郡大磯町生沢から厚木市酒井までの区間をいう。

（注2） 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑥ 伊勢湾岸道路における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			飛 島
			250
			500
東 海	200	450	700

ロ 普通車

			飛 島
			300
			600
東 海	250	550	850

ハ 中型車

			飛 島
			350
			750
東 海	300	700	1,000

ニ 大型車

			飛 島
			450
			1,000
東 海	400	950	1,400

ホ 特大車

			飛 島
			750
			1,700
東 海	650	1,600	2,350

（注） 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

- ⑦ 首都圏中央連絡自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額（単位：円）は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	100
	寒川南	100	200
西久保 ジャンクション	—	150	250

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション					
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－					
						八王子 ジャンクション	150	350	400	700	850	1,050	1,250	1,350	1,500	1,550	1,700	1,800	1,950	2,050			
						八王子南	100	200	400	450	750	900	1,100	1,300	1,400	1,550	1,600	1,750	1,850	2,000	2,100		
						城山	200	250	400	600	650	950	1,100	1,300	1,500	1,550	1,650	1,750	1,850	2,000	2,150	2,200	
						相模原	300	500	550	700	900	950	1,250	1,400	1,550	1,700	1,750	1,900	1,950	2,100	2,200	2,350	2,400
						圏央厚木	200	500	700	750	900	1,050	1,150	1,400	1,500	1,650	1,850	1,900	2,000	2,100	2,200	2,350	2,400
海老名	150	350	650	850	900	1,050	1,200	1,300	1,500	1,650	1,800	1,950	2,000	2,150	2,200	2,350	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	

口 普通車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	100
	寒川南	150	250
西久保 ジャンクション	—	250	350

[illegible]

ハ 中型車

		海老名南 ジャンクション	
		寒川北	150
		寒川南	150
西久保 ジャンクション	—	250	400

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					八王子 ジャンクション	200	500	600	1,050	1,250	1,550	1,900	2,000	2,200	2,300	2,500	2,700	2,850
				八王子	100	350	600	700	1,150	1,350	1,650	2,000	2,100	2,300	2,400	2,600	2,750	2,950
			城山	300	400	650	900	1,000	1,450	1,650	1,950	2,250	2,300	2,500	2,600	2,800	3,000	3,050
		相模原	450	750	850	1,100	1,350	1,450	1,850	2,100	2,300	2,550	2,650	2,850	2,950	3,050	3,050	3,050
	圏央厚木	250	700	1,000	1,100	1,350	1,600	1,700	2,100	2,300	2,500	2,750	2,850	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050
海老名	250	500	950	1,250	1,350	1,600	1,850	1,950	2,300	2,450	2,700	2,950	3,000	3,050	3,050	3,050	3,050	3,050

二 大型車

		海老名南 ジャンクション	
		寒川北	200
		寒川南	200
西久保 ジャンクション	—	350	550

						あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション					
						八王子西	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－					
						八王子 ジャンクション	300	650	800	1,450	1,750	2,150	2,600	2,750	3,050	3,150	3,450	3,700	4,000	4,200			
						八王子南	150	450	800	950	1,600	1,900	2,300	2,750	2,900	3,150	3,250	3,550	3,800	4,100	4,300		
						城山	400	550	850	1,200	1,350	2,000	2,300	2,700	3,050	3,200	3,450	3,550	3,850	4,100	4,400	4,600	
						相模原	650	1,050	1,150	1,450	1,850	1,950	2,550	2,850	3,200	3,500	3,650	3,900	4,050	4,300	4,550	4,600	4,600
						圏央厚木	400	1,000	1,400	1,500	1,850	2,200	2,350	2,900	3,150	3,450	3,800	3,900	4,150	4,300	4,600	4,600	4,600
海老名	350	700	1,300	1,700	1,850	2,150	2,500	2,650	3,150	3,400	3,700	4,050	4,150	4,400	4,550	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	4,600	

木 特大車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	300
	寒川南	400	700
西久保 ジャンクション	—	600	900

[illegible]

(注1) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(注2) 上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注3) 供用されていない区間の料金の額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

- ⑧ 東海環状自動車道における各インターチェンジ等相互間の1回の通行に係る料金の額(単位:円)
は次表のとおりとする。

イ 軽自動車等

豊田東 ジャンクション	豊田松平	鞍ヶ池 スマート	豊田勘八	豊田藤岡	せと赤津	せと品野	土岐南 多治見	土岐 ジャンクション	五斗蔦 スマート	可児御嵩	美濃加茂	富加関	美濃関 ジャンクション	関広見
														100
													200	300
												200	400	500
											250	450	650	750
									300	500	700	900	1,000	
							50	300	550	750	950	1,050	1,100	
						100	150	400	650	850	1,050	1,300	1,350	
					300	400	500	550	800	1,050	1,200	1,350	1,400	
			200	300	400	500	600	700	750	1,000	1,250	1,350	1,500	1,550
		100	200	300	400	500	550	800	900	1,150	1,350	1,500	1,600	1,700
	100	200	300	450	650	750	1,050	1,150	1,150	1,350	1,550	1,700	1,800	1,900

ロ 普通車

豊田東 ジャンクション	豊田松平	鞍ヶ池 スマート	豊田勘八	豊田藤岡	せと赤津	せと品野	土岐南 多治見	土岐 ジャンクション	五斗蔦 スマート	可児御嵩	美濃加茂	富加関	美濃関 ジャンクション	関広見
														100
													250	350
												250	500	600
											350	600	800	900
									350	650	900	1,150	1,250	
							100	200	400	700	950	1,200	1,300	1,400
						400	500	550	850	1,200	1,450	1,600	1,700	1,750
				100	500	600	650	950	1,300	1,550	1,700	1,900	1,950	
			300	400	750	850	950	1,250	1,550	1,700	1,850	2,050	2,100	
		200	500	600	950	1,050	1,150	1,450	1,700	1,850	2,000	2,200	2,250	
		150	350	600	700	1,100	1,200	1,250	1,550	1,750	1,950	2,100	2,200	
	100	250	450	700	800	1,200	1,300	1,350	1,600	1,850	2,000	2,200	2,250	
150	250	350	550	850	950	1,300	1,400	1,450	1,700	1,950	2,100	2,300	2,350	

ハ 中型車

豊田東 ジャンクション	豊田松平	鞍ヶ池 スマート	豊田勘八	豊田藤岡	せと赤津	せと品野	土岐南 多治見	土岐 ジャンクション	五斗蔦 スマート	可児御嵩	美濃加茂	富加関	美濃関 ジャンクション	関広見
														150
													300	450
												250	550	700
											400	650	950	1,100
									400	800	1,050	1,350	1,450	
							100	450	850	1,100	1,400	1,550	1,650	
						150	200	600	1,000	1,250	1,550	1,800	2,000	2,100
					500	600	700	1,050	1,450	1,700	1,950	2,200	2,350	2,450
				100	600	700	800	1,150	1,550	1,800	2,050	2,250	2,350	2,450
			350	450	950	1,050	1,100	1,500	1,850	2,050	2,200	2,400	2,500	2,550
		250	600	700	1,200	1,300	1,350	1,750	2,000	2,200	2,400	2,600	2,700	2,750
		150	400	750	850	1,300	1,450	1,500	1,850	2,150	2,300	2,500	2,650	2,700
	150	300	400	650	1,000	1,100	1,600	1,700	1,750	2,050	2,300	2,500	2,750	2,850

二 大型車

														関広見
														美濃関 ジャンクション
														200
														400
														600
														800
														950
														1,350
														1,500
														2,050
														2,150
														2,300
														2,800
														2,900
														3,250
														3,450
														3,600
														3,750
														3,900

ホ 特大車

														関広見
														300
														700
														1,000
														1,600
														2,500
														3,400
														3,550
														3,850
														4,650
														4,850
														5,400
														5,800
														6,050
														6,250
														6,500

(注) 上記の料金の額には消費税及び地方消費税が含まれる。

(2) 割引制度

①マイレージ割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）

なお、上記にいう「ＥＴＣシステム」は有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成１１年８月２日建設省令第３８号。以下「省令」という。）第１条に規定する有料道路自動料金収受システムを、「ＥＴＣクレジットカード」は中日本高速道路株式会社との契約に基づきＥＴＣカード（省令第２条第２項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したＥＴＣシステム利用規程（平成２０年１２月１日。以下「利用規程」という。）第３条第１号に規定するＥＴＣカードをいう。以下同じ。）を発行する者から貸与を受けたＥＴＣカードを、「ＥＴＣパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するＥＴＣカードをいう（以下同じ。）。

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

イ) 高速国道

料金の額５０円毎に１ポイントを付与するものとする。

ロ) 本協定第３条「協定の対象となる高速道路の路線名」中（１４）から（２０）までに定める路線（以下「一般有料道路」という。）

料金の額１００円毎に１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日までの間については、料金の額５０円毎に１ポイントを付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
１００ポイント	２００円分
２００ポイント	５００円分
６００ポイント	２，５００円分
１，０００ポイント	８，０００円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び (ロ) に定めるほか、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

②大口・多頻度割引

イ 割引をする自動車

ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。）。

なお、上記にいう「ＥＴＣコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社（以下「３会社」という。）が別に定める約款により本割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者が、当該契約に基づいて３会社のいずれかに届出がなされた利用規程第３条第１号に規定する車載器（以下「車載器」と

いう。)を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3会社のいずれかから貸与されたETCカードをいう(以下同じ)。

□ 割引率

(イ) 車両単位割引

高速国道について、利用者の自動車1台毎の月間利用額(東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社(以下「2会社」という。))が管理する高速自動車国道における自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。)に対し、次表の割引率を適用する。

月間利用額	割引率
5千円を超え、1万円までの部分	10パーセント
1万円を超え、3万円までの部分	15パーセント
3万円を超える部分	20パーセント

(ロ) 契約単位割引

高速国道について、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額(2会社が管理する高速自動車国道の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)の合計が500万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額(2会社が管理する高速自動車国道の自動車1台毎の月間利用額と合算して計算する。以下同じ。)が3万円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、10パーセントの割引を行う。

なお、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、イに定める契約に基づく利用者の月間利用額の合計が450万円を超え、かつ、利用者の自動車1台当たりの月間平均利用額が2万7千円を超える場合にあっては、利用者の月間利用額の合計に対し、5パーセントの割引を行う。ただし、上記10パーセントの割引の適用を受ける利用者を除く。

③ ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード(中日本高速道路会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

□ 割引率

割引率は14パーセント以下とする。

④ 地方部上限割引

イ 割引をする自動車

(1) ①イ(イ)に定める対距離制を適用する区間(以下「対距離制区間」という。)、(1)

①ハに定める区間料金制を適用する区間(以下「区間料金制区間」という。)並びに別添6のうちA及びDに掲げる各高速道路を通行する(大都市近郊区間のみの通行を除く)全自動車のうち軽自動車等又は普通車。

□ 割引率等

(イ) 普通区間等

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間(大都市近郊区間を除く。)の料金の額並びに別添6のうちAに掲げる各高速道路の料金の額を合算した額、区間料金制区間の額又は別添6のうちDに掲げる各高速道路の料金の額のそれぞれについて次表の額(単位:円)を超える場合は、当該区間に係る料金の額を次表の額とし、次表の額を超えない場合には、当該区間に係る料金の額を(1)に定める料金の額とする。ただし、(ロ)を適用する場合を除く。

軽自動車等	普通車
1,000	2,000

(ロ) 普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちのいずれか低い額が、(1)に定める料金の額を上回る場合には、(1)に定める料金の額と同額とする。

$$A \quad (a \times (LR + L' \cdot 1R' \cdot 1 + L' \cdot 2R' \cdot 2) + 150) \times t + P + P'$$

※ただし、上記式において、 $(a \times (LR + L' \cdot 1R' \cdot 1 + L' \cdot 2R' \cdot 2) + 150) \times t$ に5

0円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B = a' \cdot L' \cdot 2R' \cdot 2 \times t + U + P'$$

※ただし、上記式において、 $a' \cdot L' \cdot 2R' \cdot 2 \times t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 a' 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 、 t 及び U は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

U : 軽自動車等については1,000、普通車については2,000(単位:円)

(ハ) 普通区間等の料金を合算する特例

ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)については、次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)における、それぞれの通行(中日本高速道路株式会社が別に定める日までは、通行の全部又は一部に⑫イに定める日が含まれている場合を除く。)に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が(イ)の表中に定める額を超える場合は、これを(イ)の表中に定める額とする。ただし、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$a \cdot L \cdot R \cdot t + P$$

※ただし、上記式において、 $a \cdot L \cdot R \cdot t$ に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 P 、 R 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
--

第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。

第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、第一東海自動車道の小牧インター
--

チェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を、中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道新潟線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道水戸線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。

西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く）（本特例は全自動車のうち、軽自動車等及び普通車に適用する）。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

二 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

⑤深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に、高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行する全自動車のうち、ETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成20年10月14日から平成26年3月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年4月29日から平成26年3月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、（1）①ロに定める均一制を適用する区間（以下「均一制区間」という。）、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑥通勤割引

イ 割引をする自動車

（イ）対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間（距離の算出に当たっては、別添3に定めるインターチェンジ相互間のキロ程及び別添5に定める一般有料道路のキロ程を用いるものとする。以下同じ。）を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、上記の自動車が本割引（2会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を1回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、均一制区間、区間

料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は一般国道１３９号（西富士道路）（以下「西富士道路」という。）を含む場合。
第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、第一東海自動車道の小牧インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由し連続して通行する場合（平成２３年４月１日から適用する。）。
中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を、中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由し連続して通行する場合（平成２３年４月１日から適用する。）。
第一東海自動車道と一般国道１６号（八王子バイパス）（以下「八王子バイパス」という。）を、第一東海自動車道の横浜町田インターチェンジ、海老名インターチェンジ又は厚木インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
第一東海自動車道と東富士五湖道路を、第一東海自動車道の御殿場インターチェンジと東富士五湖道路の須走インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と一般国道１５８号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））（以下「安房峠道路」という。）を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合（安房峠道路に通勤割引が適用される場合に限る。）。

（ロ）区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添６のうちＤに掲げる高速道路を通行し、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車の本割引（２会社が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、次表に掲げる場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西湘バイパス、東富士五湖道路又は小田原厚木道路を含む場合。
西湘バイパスと一般国道１号（箱根新道）（以下「箱根新道」という。）を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
小田原厚木道路と八王子バイパスを、小田原厚木道路の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ 割引率

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L R + L' 1 R' 1 + 150) \times 0.5 + L' 2 R' 2) \times t$$

（注）上記式においてＬ、Ｌ' １、Ｌ' ２、Ｒ、Ｒ' １、Ｒ' ２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Ｌ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ' １：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ' ２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

R：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' 1：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

R' 2：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

t：1. 05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ハ その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成２１年３月２８日から平成２６年３月３１日まで本割引を適用する。

⑦通勤割引（距離制限緩和）

イ 割引をする自動車

対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（２会社が適用する通勤割引（距離制限緩和）を含む。）の適用を受けた後、一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ（イ）又は⑥イ（ロ）の表に掲げる場合（安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「通勤割引（距離制限緩和）」と読み替えるものとする。）についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

ロ 割引率

（イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間等

割引率は５０パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添６のうちＡ及びＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ロ）又は（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添６のうちＡ若しくはＤに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に１０円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、１０円単位。）の端数処理を行うこととする。

（ロ）割引適用区間が１００キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添６のうちＡに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添６のうちＡに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 50) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{（単位：パーセント）}$$

（注）上記式において、 L 、 $L'1$ 及び $L'2$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L ：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L'1$ ：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

$L'2$ ：別添６のうちＡに掲げる高速道路のキロ程（単位：キロメートル）

（ハ）大都市近郊区間を含む区間

イ）割引適用区間が１００キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添６のうちＡに掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が１００キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、（イ）に定めるところにより（この場合、ただし書きは適用しない。）算出した額を下回る場合には、（イ）の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t + P + P' \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2) + 75) \times t$ 又は $P' \times 0.5$ の別に５０円未満の端数が生じる場合には、２４捨２５入により、５０円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ)に定めるところにより(この場合、ただし書きは適用しない。)算出した額を下回る場合には、(イ)の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((L R + L'1 R'1) \times (1 - d) + L'2 R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a 、 d 、 L 、 $L'1$ 、 $L'2$ 、 P 、 P' 、 R 、 $R'1$ 、 $R'2$ 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

d : (ロ)に定める計算式により算出した値を100で除した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)。

$L'2$: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)。

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)。

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R'1$: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

$R'2$: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)。

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑧早朝夜間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

大都市近郊区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる高速道路の全部又は一部を含む100キロメートル以内の区間を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ただし、中央自動車道富士吉田線のうち均一制区間の距離については、通行区間のいかににかかわらず、一律8.8キロメートルとして取り扱うものとする。

(ロ) 均一制区間

均一制区間又は別添6のうちEに掲げる高速道路を通行し、かつ、午後10時から翌午前6時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、均一制区間の通行料金並びに別添6のうちB、C及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB、C若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパスについては、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ その他

新湘南バイパスについては、平成21年3月28日から平成26年3月31日まで本割引を適用する。

⑨平日夜間割引

イ 割引をする自動車

平日の午後10時から翌午前0時までの間（平成21年3月30日から平成26年3月31日までについては、平日の午前4時から午前6時までの間又は平日の午後8時から翌午前0時までの間。）に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金及び別添6に掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間、区間料金制区間又は別添6に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

ニ その他

新湘南バイパス、西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月30日から本割引を適用する。

⑩平日昼間割引

イ 割引をする自動車

対距離制区間、区間料金制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる高速道路を通行し（大都市近郊区間のみの通行を除く。）、かつ、平日の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

(イ) 割引適用区間が100キロメートル以内の区間等

割引率は30パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ロ)又は(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

(ロ) 割引適用区間が100キロメートルを超える区間

対距離制区間のキロ程及び別添6のうちAに掲げる高速道路のキロ程を合算したキロ程が100キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の割引率は下記の計算式により算出するものとし、対距離制区間の通行料金及び別添6のうちAに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、(ハ)を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間又は別添 6 のうち A に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

$$\{1 - (L + L'1 + L'2 - 30) \div (L + L'1 + L'2)\} \times 100 \text{ (単位: パーセント)}$$

(注) 上記式において L、L'1 及び L'2 は、それぞれ次の数値を表すものとする。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 別添 6 のうち A に掲げる高速道路のキロ程 (単位: キロメートル)

(ハ) 大都市近郊区間を含む区間

イ) 割引適用区間が 100 キロメートル以内の区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添 6 のうち A に掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が 100 キロメートル以内である甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ) に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。) 算出した額を下回る場合には、(イ) の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t + P + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.7 + L'2R'2) + 105) \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。

L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)

L'2 : 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)

P : 別添 6 のうち B 又は C に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

P' : 別添 6 のうち A に掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)

R : 普通区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'1 : 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

R'2 : 大都市近郊区間の 1 キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)

t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 割引適用区間が 100 キロメートルを超える区間

対距離制区間の一部に大都市近郊区間が含まれ、かつ、対距離制区間のうち大都市近郊区間を除く区間のキロ程及び別添 6 のうち A に掲げる各高速道路のキロ程を合算したキロ程が 100 キロメートルを超える甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額は下記の計算式により算出する。ただし、上記による算出額が、(イ) に定めるところにより (この場合、ただし書きは適用しない。) 算出した額を下回る場合には、(イ) の定めにより算出した額を本割引適用後の料金の額とする。

$$(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t + P + P' \times (1 - d)$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times (1 - d) + L'2R'2) + 150 \times (1 - d)) \times t$ 又は $P' \times (1 - d)$ の別に 50 円未満の端数が生じる場合には、24 捨 25 入により、50 円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式において a、d、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2 及び t は、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が 100 キロメートル以下の場合は 1。対距離制区間のキロ程が 100 キロメートルを超え、200 キロメートル以下の場合は、25 を対距離制区間のキロ程 (単位: キロメートル) で除し、0.75 を加算した値。対距離制区間が 200 キロメートルを超える場合は、35 を対距離制区間のキロ程で除し、0.7 を加算した値。

d : (ロ) に定める計算式により算出した値を 100 で除した値。

- L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)。
 L'1: 恵那山特別区間又は飛驒特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)。
 L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)。
 P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)。
 P' : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額 (単位: 円)。
 R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。
 R'1: 恵那山特別区間又は飛驒特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。
 R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)。
 t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成21年7月8日から平成26年3月31日までとする。

⑪休日昼間割引

イ 割引をする自動車

(イ) 対距離制区間等

対距離制区間又は別添6のうちAに掲げる高速道路を含む100キロメートル以内の区間を通行し(大都市近郊区間のみの通行を除く。)、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ(イ)の表に掲げる場合(安房峠道路に関するただし書きの適用については、「通勤割引」を「休日昼間割引」と読み替えるものとする。)についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

(ロ) 区間料金制区間等

区間料金制区間又は別添6のうちDに掲げる高速道路を通行し、かつ、休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ただし、上記の自動車が本割引(2会社が適用する休日昼間割引を含む。)の適用を2回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯(午前9時から午後5時までの間をいう。)に料金所を再度通行するときを除く。

なお、⑥イ(ロ)の表に定める場合についての本割引の適用回数は1回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて1回とする。

ロ 割引率

割引率は50パーセントとし、対距離制区間の通行料金、区間料金制区間の通行料金並びに別添6のうちA及びDに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添6のうちA若しくはDに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位(東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。)の端数処理を行うこととする。

なお、大都市近郊区間を含む対距離制区間の本割引適用後の料金の額は、上記による算出額を下回らない限りにおいて下記の計算式により算出した額とし、算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$((L + L'1R'1 + 150) \times 0.5 + L'2R'2) \times t$$

(注) 上記式においてL、L'1、L'2、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

- L : 普通区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 L'1: 恵那山特別区間又は飛驒特別区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 L'2: 大都市近郊区間のキロ程 (単位: キロメートル)
 R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 R'1: 恵那山特別区間又は飛驒特別区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額 (単位: 円)
 t : 1.05 (消費税及び地方消費税の転嫁)

ハ 適用する期間

平成20年10月14日から平成26年3月31日までとする。

二 その他

西湘バイパス、東富士五湖道路及び小田原厚木道路については、平成21年3月28日から割引を適用する。

⑫休日特別割引

イ 割引をする自動車

休日（1月2日及び3日を含む。）及び前日かつ翌日が前記の休日となる日に高速国道又は別添6に掲げる高速道路を通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

（イ）普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、区間料金制区間並びに別添6のうちA、D及びEに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、区間料金制区間又は別添6のうちA、D若しくはEに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（新湘南バイパス及び東富士五湖道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、4捨5入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ただし、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額及び別添6のうちAに掲げる各高速道路の上記算出後の額を合算した額、区間料金制区間の上記算出後の額又は別添6のうちDに掲げる各高速道路の上記算出後の額それぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

（ロ）大都市近郊区間等

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間並びに別添6のうちB及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、（ハ）を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別添6のうちB若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（ハ）普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前0時から午前6時までの間又は午後10時から翌午前0時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用した算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$aLR \times 0.5 \times t + 1000 + P \times 0.5$$

※ただし、上記式において、 $aLR \times 0.5 \times t$ 又は $P \times 0.5$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

（注）上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)
t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

ロ) 昼間

午前0時から午前6時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前0時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間(対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。)の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。ただし、下記の計算式A及びBによりそれぞれ算出した額のうちのいずれか低い額が、イ)を適用したときの算出額を下回る場合には、当該算出額と同額とする。

$$A \quad (a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t + P \times 0.5 + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $(a \times ((LR + L'1R'1) \times 0.5 + L'2R'2 \times 0.7) + 75) \times t$ 、 $P \times 0.5$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

$$B \quad a' \cdot L'2R'2 \times 0.7 \times t + 1000 + P' \times 0.7$$

※ただし、上記式において、 $a' \cdot L'2R'2 \times 0.7 \times t$ 又は $P' \times 0.7$ の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、a'、L、L'1、L'2、P、P'、R、R'1、R'2及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は25を対距離制区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

a' : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し、0.75を加算した値。

L : 普通区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程(単位:キロメートル)

L'2: 大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)

P : 別添6のうちAに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

P' : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額(単位:円)

R : 普通区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'1: 恵那山特別区間又は飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

R'2: 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額(単位:円)

t : 1.05(消費税及び地方消費税の転嫁)

(二) 普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合(二以上の場合に該当し得るときを含む。)におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額(下記A又はBに限る。)を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年4月29日から中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

A (イ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。

B (ハ)イ)又はロ)の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

$$aLRdt + Pd$$

※ただし、上記式において、 $aLRdt$ 又は Pd の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

(注) 上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a : 大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は1。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位:キロメートル)で除し0.75を加算した値。

d : 本割引適用後の料金の額を(ハ)イ)の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を(ハ)ロ)の定めにより算出した場合は0.7。

- L : 大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）
P : 別添6のうちB又はCに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）
R : 大都市近郊区間の1キロメートル当たりの料金の額（単位：円）
t : 1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と近畿自動車道名古屋亀山線を、第一東海自動車道の小牧インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の楠ジャンクションを経由して通行する場合（平成23年4月1日から適用する。）。
中央自動車道西宮線と近畿自動車道名古屋亀山線を、中央自動車道西宮線の一宮インターチェンジ及び近畿自動車道名古屋亀山線の清洲ジャンクションを経由して通行する場合（平成23年4月1日から適用する。）。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道新潟線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道水戸線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線を、第

一東海自動車道の東京インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
第一東海自動車道と東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路を、第一東海自動車道の東京インターチェンジから横浜町田インターチェンジまでの間のいずれかのインターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ又は浮島インターチェンジを経由して通行する場合。
西湘バイパスと箱根新道を、西湘バイパスの箱根口インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
ループと任意のインターチェンジ相互間を連続して通行する場合（ただし、周回走行を2回以上行う場合は、2回目の周回後の通行を除く。平成23年4月1日から適用する。）。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成21年3月28日から平成26年3月31日までとする。

ホ その他

高速国道等の特定区間における集中工事等を実施するにあたり、貸付料の支払いに支障のない範囲内で、交通の分散等を目的として新たな乗継特例を定める場合には、割引をする自動車及び適用する期間等について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

⑬特別区間等における割引（I）

イ 割引をする自動車

ETC車。

ロ 割引率等

（イ）恵那山特別区間及び飛騨特別区間

割引額は次表のとおりとし、（1）①イ（ロ）イ）Aの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
車種		
軽自動車等	9.447	9.447
普通車	11.808	11.808
中型車	14.17	14.17
大型車	19.484	19.484
特大車	32.472	32.472

（ロ）首都圏中央連絡自動車道

割引額（単位：円）は次表のとおりとし、（1）⑦に定める首都圏中央連絡自動車道の料金の額を減じるものとする。

イ 軽自動車等

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	—
西久保 ジャンクション	—	—	50

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					八王子 ジャンクション	—	—	—	—	—	100	300	400	400	400	400	400	500	600
				八王子南	—	—	—	—	—	—	100	300	400	400	400	400	400	500	600
			城山	—	—	—	—	—	—	—	150	350	400	400	400	400	400	550	600
		相模原	—	—	—	—	—	—	—	50	200	350	400	400	400	400	500	650	700
	圏央厚木	—	—	50	100	100	100	100	150	100	250	450	500	450	500	500	650	700	700
海老名	—	—	—	200	250	250	250	250	250	250	400	550	600	600	600	650	700	700	700

ロ 普通車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	—
西久保 ジャンクション	—	—	100

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					八王子 ジャンクション	—	—	—	—	—	150	400	500	500	500	500	500	650	750
				八王子南	—	—	—	—	—	—	150	400	500	500	500	500	500	650	750
			城山	—	—	—	—	—	—	—	200	400	500	500	500	500	600	800	800
		相模原	—	—	—	—	—	—	—	50	200	450	500	500	550	700	800	800	800
	圏央厚木	—	—	50	150	150	150	150	200	200	350	550	600	650	700	800	800	800	800
海老名	—	—	—	250	350	350	350	350	350	350	500	700	750	800	800	800	800	800	800

ハ 中型車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	—
西久保 ジャンクション	—	—	100

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					八王子 ジャンクション	—	—	—	—	—	150	500	600	600	600	600	700	850	850
				八王子南	—	—	—	—	—	—	150	500	600	600	600	600	650	850	850
			城山	—	—	—	—	—	—	—	250	550	600	600	600	650	850	900	900
		相模原	—	—	—	—	—	—	—	50	250	500	600	700	800	900	900	900	900
	圏央厚木	—	—	50	150	150	150	150	200	250	400	650	750	900	900	900	900	900	900
海老名	—	—	—	300	400	400	400	400	400	400	600	850	900	900	900	900	900	900	900

二 大型車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	—
西久保 ジャンクション	—	—	150

							あきる野	日の出	青梅	入間	狭山日高	圏央 鶴ヶ島	鶴ヶ島 ジャンクション	坂戸	川島	桶川北本	桶川	白岡菖蒲	久喜白岡 ジャンクション
						八王子西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
					八王子 ジャンクション	—	—	—	—	—	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
				八王子南	—	—	—	—	—	—	200	650	800	800	800	800	800	1,050	1,250
			城山	—	—	—	—	—	—	—	300	650	800	800	800	800	900	1,200	1,400
		相模原	—	—	—	—	—	—	—	—	350	650	800	800	850	1,100	1,350	1,400	1,400
	圏央厚木	—	—	100	200	250	250	250	300	300	550	900	1,000	1,000	1,100	1,400	1,400	1,400	1,400
海老名	—	—	—	400	550	550	550	550	550	550	800	1,150	1,250	1,250	1,350	1,400	1,400	1,400	1,400

木 特大車

			海老名南 ジャンクション
		寒川北	—
	寒川南	—	50
西久保 ジャンクション	—	—	250

[illegible]

(注1) 上記のうち、あきる野インターチェンジから久喜白岡ジャンクションまでの区間については、東日本高速道路株式会社の事業に係る区間である。

(注2) 供用されていない区間の割引額については、当該区間に係る供用開始の日から適用する。

(ハ) 伊勢湾岸道路における割引

割引率は30パーセントとし、伊勢湾岸道路の通行料金に適用する。

割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロ（イ）から（ハ）の定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

ロ（イ）については、平成21年5月13日から平成23年3月31日まで、ロ（ロ）及び（ハ）については、平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

⑭特別区間等における割引（Ⅱ）

イ 割引をする自動車

全自動車。

ロ 割引率等

割引額は次表のとおりとし、（１）①イ（ロ）イ）Ａの表中に定める恵那山特別区間及び飛騨特別区間の1キロメートル当たりの料金の額を減じるものとする。

（単位：円）

区間 車種	恵那山 特別区間	飛騨 特別区間
軽自動車等	11.808	11.808
普通車	14.76	14.76
中型車	17.712	17.712
大型車	24.354	24.354
特大車	40.59	40.59

ハ 複数経路の場合の料金算定の特例

甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの相互間に経路が複数ある場合についての本割引適用後の料金の額は、複数経路のうち最も短い経路のキロ程と他の経路のキロ程を比べ2倍を超える経路を走行した場合には、当該経路についてロの定めにより本割引（2会社が適用する特別区間等における割引を含む。）を適用して算出した額とし、2倍以内の経路を走行した場合には各経路毎に算出した額のうち最も低い額とする。

ニ 適用する期間

平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑮休日夜間割引

イ 割引をする自動車

次表に掲げるインターチェンジを流出し、かつ、休日の午後10時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

第一東海自動車道	東京インターチェンジから裾野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋亀山線	四日市東インターチェンジから亀山インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
近畿自動車道名古屋神戸線	みえ川越インターチェンジ又はみえ朝日インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道中央自動車道西宮線	栗東インターチェンジから西宮インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線	草津田上インターチェンジ。
西日本高速道路株式会社が管理する一般	各インターチェンジ。

国道1号及び478号（京滋バイパス）	
西日本高速道路株式会社が管理する一般国道1号（第二京阪道路）	起点、巨椋池インターチェンジ、八幡東インターチェンジ又は枚方東インターチェンジ。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月4日から平成26年3月31日までとする。

⑯第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引

イ 割引をする自動車

第一東海自動車道の東京インターチェンジ又は近畿自動車道名古屋亀山線の亀山インターチェンジを流出し、かつ、午後11時から翌午前0時までの間に当該インターチェンジの料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとし、高速国道の通行料金並びに別添6のうちA、B及びCに掲げる高速道路の通行料金に適用する。

ただし、平成26年3月31日までの平日の前日についての割引率は50パーセントとする（平成26年3月31日までの間については休日の前日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額は高速国道又は別添6のうちA、B若しくはCに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 適用する期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までとする。

⑰首都圏中央連絡自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

（イ）から（ホ）に定める各インターチェンジ相互間を通行するETC車。なお、AからEのインターチェンジは二に定めるところによる。

（イ） AインターチェンジとCインターチェンジ相互間

（ロ） AインターチェンジとDインターチェンジ相互間

（ハ） AインターチェンジとEインターチェンジ相互間

（ニ） BインターチェンジとCインターチェンジ相互間

（ホ） BインターチェンジとDインターチェンジ相互間

ロ 割引額

割引額は150円（イ（ロ）及び（ホ）に定めるインターチェンジ相互間の通行については300円。）とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成21年5月13日から平成26年3月31日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

A インターチェンジ	首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ（あきる野インターチェンジを含まない。）。
B インターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジ。
C インターチェンジ	第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の厚木南インターチェンジ及び中央自動車道富士吉田線の元八王子インターチェンジから相模湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
D インターチェンジ	中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジ。

Ｅインターチェンジ	東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションから久喜インターチェンジまでの間の各インターチェンジ及び東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジから鶴ヶ島インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。
-----------	---

⑱ 東海環状自動車道連続利用割引

イ 割引をする自動車

ニに定めるＡインターチェンジとＢインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

割引額は１５０円とし、高速国道の通行料金に適用する。

ハ 適用する期間

平成２１年５月１３日から平成２６年３月３１日までとする。

ニ 対象インターチェンジ

Ａインターチェンジ	東海環状自動車道の各インターチェンジ。
Ｂインターチェンジ	第一東海自動車道の豊田インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮西インターチェンジから美濃インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東インターチェンジから名古屋南インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに中央自動車道西宮線の土岐インターチェンジから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び一宮インターチェンジ。

⑲ 中央自動車道富士吉田線における短区間割引

イ 割引をする自動車

均一制区間のうち、高井戸インターチェンジから調布インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、高井戸インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから稲城インターチェンジまでの区間、調布インターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから国立府中インターチェンジまでの区間、府中スマートインターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間又は国立府中インターチェンジから八王子インターチェンジまでの区間を通行するＥＴＣ車。

ロ 割引額

均一制区間の料金の額から、次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大型車
高井戸～調布	１５０	２００	２５０	４５０	８５０
高井戸～稲城	１００	１５０	１５０	３５０	６５０
高井戸～国立府中	—	—	—	—	５０
調布～稲城	３００	３５０	４５０	７００	１，３００
調布～国立府中	１００	１５０	２００	３５０	７００
府中スマート～国立府中	２００	２５０	３５０	５５０	１，０００
府中スマート～八王子	—	—	—	１００	２５０
国立府中～八王子	１００	１５０	２００	４００	７５０

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成２６年３月３１日までとする。

⑳ 特定区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のＡ区間内において、小田原西インターチェンジ又は荻窪インターチェンジから小田原東インターチェンジまでの区間のみを通行する自動車。

ロ 割引額

Ａ区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	100	100	150	250

②① 高速国道との連続利用割引

イ 割引をする自動車

伊勢湾岸道路を全線利用し、かつ、当該道路と接続する高速国道を連続して利用する自動車。

ロ 割引額

伊勢湾岸道路の全線料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	100	150	150	250	350

②② ETC短区間割引

イ 割引をする自動車

小田原厚木道路のA区間内において、小田原東インターチェンジから大磯インターチェンジまでの区間内を通行するETC車又は同道路のB区間内において大磯インターチェンジから平塚インターチェンジまでの区間のみを通行するETC車。

ロ 割引額

A区間又はB区間の料金の額から次表に掲げる額（単位：円）を差し引くものとする。

車種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
割引額	50	50	50	100	150

②③ 近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西ジャンクションから名古屋南インターチェンジ間及び名古屋インターチェンジ間）におけるETC利用割引

イ 割引をする自動車

区間料金制区間を通行するETC車。

ロ 割引額

次表に定める入口インターチェンジで流入し、出口インターチェンジで流出した場合、（１）

- ①ハに定める近畿自動車道名古屋亀山線の料金（単位：円）の額から次表に定める額を差し引くものとする。

イ 外回り（名古屋西ジャンクション方面から名古屋南ジャンクション方面へ通行する場合）
イ）軽自動車等

		出 口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入 口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲西	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	—	—	—	—

ロ）普通車

		出 口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入 口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲西	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	—	—	—	—

ハ) 中型車

		出 口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入 口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	100	—
	清洲西	—	—	—	—	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	100	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	100	—	100	—	100	100	100	—	100	100	—	100	100	—	100	—	100	100	100	—	100	—	—	—	—

二) 大型車

		出 口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入 口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	150	150	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	150	150	—
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	150	150	—
	清洲西	—	—	—	—	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	150	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	—	—
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	150	—	150	—	150	150	150	—	150	150	—	150	150	—	150	—	150	150	150	—	150	—	—	—	—

ホ) 特大車

		出 口																									
		大治南	大治北	甚目寺南	甚目寺北	清洲西	清洲東	清洲ジャンクション	平田	山田西	山田東	楠ジャンクション	楠	勝川	松河戸	小幡	大森	引山	上社	本郷	名古屋	上社南	高針ジャンクション	植田	鳴海	有松	名古屋南ジャンクション
入 口	山田西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	250	250	—
	平田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	清洲東	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	250	250	—
	清洲ジャンクション	—	—	—	—	—	—	—	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	250	250	—
	清洲西	—	—	—	—	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	250	—	—
	甚目寺北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	甚目寺南	—	—	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	—	—
	大治北	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	大治南	—	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	—	—
	名古屋西ジャンクション	—	250	—	250	—	250	250	250	—	250	250	—	250	250	—	250	—	250	250	250	—	250	—	—	—	—

ロ 内回り（名古屋南ジャンクション方面から名古屋西ジャンクション方面へ通行する場合）

イ) 軽自動車等

		出 口																									
		有松	鳴海	植田	高針 ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠	楠 ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲 ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西 ジャンクション
入 口	植田	-	-	-	100	100	100	100	-	100	-	100	-	100	100	100	100	-	-	100	100	100	-	100	-	100	-
	鳴海	-	-	100	100	100	100	100	-	100	-	100	-	100	100	100	100	-	-	100	100	100	-	-	-	-	-
	有松	-	100	100	100	100	100	100	-	100	-	100	-	100	100	100	100	-	-	100	100	-	-	-	-	-	-
	名古屋南 ジャンクション	100	100	100	100	100	100	100	100	-	100	-	100	-	100	100	100	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-

口) 普通車

		出 口																								
		有松	鳴海	植田	高針 ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	桶 ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲 ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西 ジャンクション
入 口	植田	－	－	－	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	－	－	100	100	100	－	100	－	100	－
	鳴海	－	－	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	100	100	100	－	－	－	－
	有松	－	100	100	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	100	100	－	－	－	－
	名古屋南 ジャンクション	100	100	100	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	－	－	－	－	－

ハ) 中型車

		出 口																									
		有松	鳴海	植田	高針 ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠 ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲 ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西 ジャンクション	
入 口	植田	－	－	－	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	100	100	100	－	100	－	100	－
	鳴海	－	－	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	100	100	100	－	－	－	－	－
	有松	－	100	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	100	100	－	－	－	－	－	－
	名古屋南 ジャンクション	100	100	100	100	100	100	100	－	100	－	100	－	100	100	100	100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

二) 大型車

		出 口																									
		有松	鳴海	植田	高針 ジャンクション	上社南	名古屋	本郷	上社	引山	大森	小幡	松河戸	勝川	楠 ジャンクション	山田東	山田西	平田	清洲東	清洲 ジャンクション	清洲西	甚目寺北	甚目寺南	大治北	大治南	名古屋西 ジャンクション	
入 口	植田	－	－	－	150	150	150	150	－	150	－	150	－	150	150	150	150	－	－	150	150	150	－	150	－	150	－
	鳴海	－	－	150	150	150	150	150	－	150	－	150	－	150	150	150	150	－	－	150	150	150	－	－	－	－	－
	有松	－	150	150	150	150	150	150	150	－	150	－	150	－	150	150	150	150	－	－	150	150	－	－	－	－	－
	名古屋南 ジャンクション	150	150	150	150	150	150	150	150	－	150	－	150	－	150	150	150	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－

ホ) 特大車

[illegible]

②④エコカー割引

イ 割引をする自動車

中日本高速道路株式会社が別に定める自動車であり、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより登録がなされ、本割引の適用を受けるための登録証を搭載したＥＴＣ車のうち、普通車（別添１－１に掲げる二及びホに該当する自動車とする。）。

ロ 割引適用後の料金

当該自動車が通行した区間における軽自動車等の料金の額を適用する。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日から平成２６年３月３１日までとする。

②⑤障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第１４条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和２５年厚生省令第１５号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和４８年９月２７日発第７２５号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき中日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、中日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は５０パーセント以下とする。

②⑥乗合型自動車（定期路線）割引

イ 割引をする自動車

高速国道を通行する別添１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第２１条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね８０パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は３０パーセントとする。

②⑦ 休日バス割引

イ 割引をする自動車

休日に高速道路を通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限る。）のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車（3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。）。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

平成21年7月4日から平成26年3月31日までとする。

②⑧ 乗合型自動車回数券割引

イ 割引をする自動車

当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために一般有料道路を通行する別添1-1又は別添1-2に掲げる乗合型自動車。

ロ 割引率

割引率は30パーセントとする。

ハ 適用する期間

中日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

②⑨ 割引相互間の適用関係

イ ①から②⑦に定める割引相互間の重複適用関係は別添7のとおりとする。

ロ 別添7において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

③⑩ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

（3） 高速道路における社会実験への料金適用についての特別措置

高速道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

高速道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

二 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

(4) 中日本高速道路株式会社が管理する高速道路と他の会社が管理する高速道路を連続して通行する場合の料金の額及び割引制度の適用方法

(1) ①イ(イ)に定める区間と他の会社が管理する高速自動車国道(均一制及び区間料金制区間を除く。)を連続して通行する場合の料金の額は、(1)①イ(ハ)イ)Aに定めるキロ程と他の会社が管理する高速自動車国道のキロ程を通算し、当該区間の1キロメートル当たりの料金の額を適用し、当該通行を1回の利用としたうえで、また、(1)⑦について、東日本高速道路株式会社が管理する区間と中日本高速道路株式会社が管理する区間を連続して通行する場合の料金は、当該通行を1回の利用としたうえで、高速道路を管理する各会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条の規定に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度を適用して算出するものとする。

(5) その他

イ (2) 割引制度は当面の割引であり、将来の料金制度のあり方については、高速道路の有効活用、渋滞緩和、交通需要の調整、地域振興などの観点から、財政状況や地方等の意見も踏まえ、利用しやすいものとするべく検討するものとする。

ロ 平成24年度及び平成25年度のマイレージ割引については、地方部上限割引などの導入による影響を踏まえて見直しを検討することとし、その結果により、割引内容を変更するものとする。

ハ インターチェンジ等の名称に変更がある場合には、事前に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に届け出るものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成62年8月29日までとする。

別添 1 - 1

車種区分	自動車の種類	定 義
軽自動車等	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条の軽自動車
	ロ 小型特殊自動車	法第 3 条の小型特殊自動車
	ハ 小型二輪自動車	法第 3 条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
普通車	ニ 小型自動車	法第 3 条の小型自動車で、人の運送の用に供するものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの（ハに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ けん引自動車が軽自動車等である連結車両	けん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）のうち、イないしハに該当するものとけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）との連結車両で、被けん引自動車の車軸数が 1 のもの
中型車	ト 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で 3 車軸以下）	法第 3 条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満で車軸数が 3 以下のものまたは被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（2 車軸）
	チ 乗合型自動車（乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下で車両総重量 8 トン未満）	法第 3 条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員 1 1 人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が 2 9 人以下であり、かつ車両総重量 8 トン未満のもの
	リ けん引自動車が軽自動車等または普通車である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と、被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両及びニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
大型車	ヌ 普通貨物自動車（車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で 3 車軸以下及び車両総重量 2 5 トン以下で 4 車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（トに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトラクタ（3 車軸）
	ル 乗合型自動車（路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ヲ けん引自動車が普通車、中型車または大型車（2 車軸）である連結車両	ニまたはホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（2 車軸以上）との連結車両、トまたはチに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両及びヌまたはルに該当するけん引自動車（2 車軸）と被けん引自動車（1 車軸）との連結車両
特大車	ワ 普通貨物自動車（4 車軸以上）	普通貨物自動車で、車軸数が 4 以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	カ 連結車両	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヘ、リ及びヲに該当するものを除く。）
	コ 大型特殊自動車	法第 3 条の大型特殊自動車
	タ 乗合型自動車（その他）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもの（ルに該当するものを除く。）

別添 1 - 2

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第 3 条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第 3 条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第 3 条に規定する小型自動車（ロに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ホ 普通乗用自動車	法第 3 条に規定する普通自動車で、専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が 1 0 人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので 3 車軸以下のもの）	法第 3 条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので車軸数の合計が 3 以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタで車軸数の合計が 2 のもの
	ト 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの）	法第 3 条に規定する小型自動車又は普通自動車で、専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員 1 0 人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車 （普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イ、ロ又はハに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので 3 車軸以下のもの及び車両総重量 2 5 トン以下のもので 4 車軸のもの）	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以上または最大積載量 5 トン以上で車軸数が 3 以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号）第 3 条第 1 項に定める限度以下で、車軸数が 4 のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3 車軸）
	ヌ 乗合型自動車 （路線を定めて定期に運行するもの等）	乗合型自動車で、乗車定員が 3 0 人以上または車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法第 4 条に規定する許可を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして中日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下で、かつ車両の長さが 9 メートル未満のもの
	ル けん引自動車が普通車 又は大型車（2 車軸のもの）である連結車両	ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が 2 以上のものとの連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車で車軸数の合計が 2 のものと被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両
特大車	ヲ 普通貨物自動車 （4 車軸以上のもの）	普通貨物自動車で車軸数の合計が 4 以上のもの（リに該当するものを除く。）
	ワ 大型特殊自動車	法第 3 条に規定する大型特殊自動車
	カ 乗合型自動車 （その他）	乗合型自動車で乗車定員が 3 0 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもの（ヌに該当するものを除く。）
	コ 連結車両 （その他）	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両（ヌ又はルに該当するものを除く。）

大都市近郊区間

路 線 名	区 間
第一東海自動車道	東京インターチェンジから 厚木インターチェンジまで
第二東海自動車道 横浜名古屋線	海老名南ジャンクションから 厚木南インターチェンジまで

別添3 インターチェンジ相互間のキロ程（単位：キロメートル）

中央自動車道富士吉田線（八王子・河口湖間）

								河口湖
								富士吉田
								北スマート
								6.7
								都留
								9.6
								大月
								ジャンクション
								6.2
								15.8
								22.5
								上野原
								1.0
								7.2
								16.8
								23.5
								相模湖
								20.1
								21.1
								27.3
								36.9
								43.6
								八王子
								ジャンクション
								4.9
								25.0
								26.0
								32.2
								41.8
								48.5
								元八王子
								ジャンクション
								9.4
								14.3
								34.4
								35.4
								41.6
								51.2
								57.9
								八王子
								2.8
								12.2
								17.1
								37.2
								38.2
								44.4
								54.0
								60.7
								7.4
								10.2
								19.6
								24.5
								44.6
								45.6
								51.8
								61.4
								68.1

中央自動車道西宮線（大月ジャンクション・小牧ジャンクション間）

[illegible]

								小牧東	小牧 ジャンクション
							多治見		7.1
					土岐	土岐 ジャンクション		8.1	15.2
			瑞浪				6.3	14.4	21.5
						2.5	8.8	16.9	24.0
		恵那		4.5	7.0	13.3	21.4	28.5	
	中津川		18.1	22.6	25.1	31.4	39.5	46.6	
	園原	9.4	27.5	32.0	34.5	40.8	48.9	56.0	
		22.0	31.4	49.5	54.0	56.5	62.8	70.9	78.0
飯田山本	—	31.6	41.0	59.1	63.6	66.1	72.4	80.5	87.6
飯田	—	36.8	46.2	64.3	68.8	71.3	77.6	85.7	92.8
松川	—	52.3	61.7	79.8	84.3	86.8	93.1	101.2	108.3
駒ヶ根	—	67.7	77.1	95.2	99.7	102.2	108.5	116.6	123.7
伊那	—	82.8	92.2	110.3	114.8	117.3	123.6	131.7	138.8
伊北	—	92.3	101.7	119.8	124.3	126.8	133.1	141.2	148.3
岡谷 ジャンクション	—	106.2	115.6	133.7	138.2	140.7	147.0	155.1	162.2
諏訪	—	116.3	125.7	143.8	148.3	150.8	157.1	165.2	172.3
諏訪南	—	127.4	136.8	154.9	159.4	161.9	168.2	176.3	183.4
小湍沢	—	140.0	149.4	167.5	172.0	174.5	180.8	188.9	196.0
長坂	—	148.2	157.6	175.7	180.2	182.7	189.0	197.1	204.2
須玉	—	156.9	166.3	184.4	188.9	191.4	197.7	205.8	212.9
韮崎	—	163.9	173.3	191.4	195.9	198.4	204.7	212.8	219.9
双葉 ジャンクション	—	168.4	177.8	195.9	200.4	202.9	209.2	217.3	224.4
双葉 スマート	—	170.1	179.5	197.6	202.1	204.6	210.9	219.0	226.1
甲府昭和	—	175.1	184.5	202.6	207.1	209.6	215.9	224.0	231.1
甲府南	—	182.7	192.1	210.2	214.7	217.2	223.5	231.6	238.7
一宮御坂	—	192.0	201.4	219.5	224.0	226.5	232.8	240.9	248.0
勝沼	—	198.2	207.6	225.7	230.2	232.7	239.0	247.1	254.2
大月 ジャンクション	—	216.9	226.3	244.4	248.9	251.4	257.7	265.8	272.9

中央自動車道西宮線（小牧・八日市間）

											八日市
										湖東三山	
									彦根	スマート	10.1
							米原			11.2	21.3
						関ヶ原	ジャンクション	7.8		19.0	29.1
					養老			15.7	23.5	34.7	44.8
				大垣	ジャンクション	11.0		26.7	34.5	45.7	55.8
			岐阜			3.5		14.5	30.2	38.0	49.2
		一宮	羽島	6.8	10.3	21.3	37.0	44.8	56.0	66.1	
	一宮	ジャンクション	8.5	15.3	18.8	29.8	45.5	53.3	64.5	74.6	
小牧			4.6	13.1	19.9	23.4	34.4	50.1	57.9	69.1	79.2
	8.3	12.9	21.4	28.2	31.7	42.7	58.4	66.2	77.4	87.5	

中央自動車道長野線（岡谷ジャンクション・豊科間）

							豊科
						梓川	
					松本	スマート	3.7
				松本		3.6	7.3
			塩尻北	ジャンクション	3.2	6.8	10.5
		塩尻		5.0	8.2	11.8	15.5
	岡谷		6.7	11.7	14.9	18.5	22.2
岡谷		7.2	13.9	18.9	22.1	25.7	29.4
ジャンクション	3.7	10.9	17.6	22.6	25.8	29.4	33.1

第一東海自動車道（東京・小牧間）

東京	川崎	東名	青葉	横浜	町田	海老名	海老名南	厚木	伊勢原	中井	秦野	大井	松田	御殿場	御殿場	裾野	沼津	富士	富士川	スマート	尾羽	清水	静岡	焼津	大井川	藤枝スマート	吉田	相良
																												牧之原
																												11.0
																												4.2
																												15.2
																												7.8
																												12.0
																												23.0
																												19.6
																												23.8
34.8																												
11.8																												
25.8																												
33.6																												
37.8																												
48.8																												
14.0																												
15.4																												
27.2																												
35.0																												
39.2																												
50.2																												
18.9																												
20.3																												
34.3																												
46.1																												
53.9																												
58.1																												
69.1																												
6.0																												
24.9																												
26.3																												
40.3																												
52.1																												
59.9																												
64.1																												
75.1																												
18.2																												
24.2																												
43.1																												
44.5																												
58.5																												
70.3																												
78.1																												
82.3																												
93.3																												
9.5																												
27.7																												
33.7																												
52.6																												
54.0																												
68.0																												
79.8																												
87.6																												
91.8																												
102.8																												
5.5																												
15.0																												
33.2																												
39.2																												
58.1																												
59.5																												
73.5																												
85.3																												
93.1																												
97.3																												
108.3																												
4.6																												
10.1																												
19.6																												
37.8																												
43.8																												
62.7																												
64.1																												
78.1																												
89.9																												
97.7																												
101.9																												
112.9																												
7.8																												
33.6																												
38.2																												
43.7																												
53.2																												
63.6																												
69.6																												
88.5																												
89.9																												
103.9																												
115.7																												
123.5																												
127.7																												
138.7																												
9.9																												
17.7																												
43.5																												
48.1																												
53.6																												
63.1																												
81.3																												
87.3																												
106.2																												
107.6																												
121.6																												
133.4																												
141.2																												
145.4																												
156.4																												
5.2																												
15.1																												
22.9																												
48.7																												
53.3																												
58.8																												
68.3																												
86.5																												
92.5																												
111.4																												
112.8																												
126.8																												
138.6																												
146.4																												
150.6																												
161.6																												
2.6																												
7.8																												
17.7																												
25.5																												
51.3																												
55.9																												
61.4																												
70.9																												
89.1																												
95.1																												
114.0																												
115.4																												
129.4																												
141.2																												
149.0																												
153.2																												
164.2																												
3.4																												
3.0																												
8.2																												
18.1																												
25.9																												
51.7																												
56.3																												
61.8																												
71.3																												
89.5																												
95.5																												
114.4																												
115.8																												
129.8																												
141.6																												
149.4																												
153.6																												
164.6																												
1.9																												
1.5																												
1.1																												
6.3																												
16.2																												
24.0																												
49.8																												
54.4																												
59.9																												
69.4																												
87.6																												
93.6																												
112.5																												
113.9																												
127.9																												
139.7																												
147.5																												
151.7																												
162.7																												
14.2																												
16.1																												
15.7																												
15.3																												
20.5																												
30.4																												
38.2																												
64.0																												
68.6																												
74.1																												
83.6																												
101.8																												
107.8																												
126.7																												
128.1																												
142.1																												
153.9																												
161.7																												
165.9																												
176.9																												
6.4																												
20.6																												
22.5																												
22.1																												
21.7																												
26.9																												
36.8																												
44.6																												
70.4																												
75.0																												
80.5																												
90.0																												
108.2																												
114.2																												
133.1																												
134.5																												
148.5																												
160.3																												
168.1																												
172.3																												
183.3																												
5.7																												
12.1																												
26.3																												
28.2																												
27.8																												
27.4																												
32.6																												
42.5																												
50.3																												
76.1																												
80.7																												
86.2																												
95.7																												
113.9																												
119.9																												
138.8																												
140.2																												
154.2																												
166.0																												
173.8																												
178.0																												
189.0																												
7.6																												
13.3																												
19.7																												
33.9																												
35.8																												
35.4																												
35.0																												
40.2																												
50.1																												
57.9																												
83.7																												
88.3																												
93.8																												
103.3																												
121.5																												
127.5																												
146.4																												
147.8																												
161.8																												
173.6																												
181.4																												
185.6																												
196.6																												

																				小牧																			
																				小牧																			
																				ジヤンクシヨ	6.9																		
																				2.2	9.1																		
																				名古屋	守山	春日井																	
																				スマート	4.0																		
																				8.1	12.1	14.3	21.2																
																				日進	3.2	11.3	15.3	17.5	24.4														
																				ジヤンクシヨ																			
																				豊田	東名	6.5	9.7	17.8	21.8	24.0	30.9												
																				三好																			
																				豊田	5.0	11.5	14.7	22.8	26.8	29.0	35.9												
																				ジヤンクシヨ																			
																				岡崎	6.7	11.7	18.2	21.4	29.5	33.5	35.7	42.6											
																				音羽																			
																				豊川	10.7	17.4	22.4	28.9	32.1	40.2	44.2	46.4	53.3										
																				蒲郡																			
																				13.2	23.9	30.6	35.6	42.1	45.3	53.4	57.4	59.6	66.5										
																														三ヶ日									
																				ジヤンクシヨ	13.2	24.4	37.6	48.3	55.0	60.0	66.5	69.7	77.8	81.8	84.0	90.9							
																																	4.7						
																				10.6	15.3	17.9	29.1	42.3	53.0	59.7	64.7	71.2	74.4	82.5	86.5	88.7	95.6						
																																		浜松西					
																				10.5	21.1	25.8	39.0	50.2	63.4	74.1	80.8	85.8	92.3	95.5	103.6	107.6	109.8	116.7					
																																			遠州豊田				
																				スマート	4.7	15.2	25.8	30.5	43.7	54.9	68.1	78.8	85.5	90.5	97.0	100.2	108.3	112.3	114.5	121.4			
																																					磐田		
																				袋井	1.9	6.6	17.1	27.7	32.4	45.6	56.8	70.0	80.7	87.4	92.4	98.9	102.1	110.2	114.2	116.4	123.3		
																																						4.0	
																				掛川	11.6	15.6	17.5	22.2	32.7	43.3	48.0	61.2	72.4	85.6	96.3	103.0	108.0	114.5	117.7	125.8	129.8	132.0	138.9
相良牧之原	5.2	11.2	22.8	26.8	28.7	33.4	43.9	54.5	59.2	72.4	83.6	96.8	107.5	114.2	119.2	125.7	128.9	137.0	141.0	143.2	150.1																		
吉田	16.2	22.2	33.8	37.8	39.7	44.4	54.9	65.5	70.2	83.4	94.6	107.8	118.5	125.2	130.2	136.7	139.9	148.0	152.0	154.2	161.1																		
大井川藤枝スマート	20.4	26.4	38.0	42.0	43.9	48.6	59.1	69.7	74.4	87.6	98.8	112.0	122.7	129.4	134.4	140.9	144.1	152.2	156.2	158.4	165.3																		
焼津	28.2	34.2	45.8	49.8	51.7	56.4	66.9	77.5	82.2	95.4	106.6	119.8	130.5	137.2	142.2	148.7	151.9	160.0	164.0	166.2	173.1																		
静岡	40.0	46.0	57.6	61.6	63.5	68.2	78.7	89.3	94.0	107.2	118.4	131.6	142.3	149.0	154.0	160.5	163.7	171.8	175.8	178.0	184.9																		
清水	54.0	60.0	71.6	75.6	77.5	82.2	92.7	103.3	108.0	121.2	132.4	145.6	156.3	163.0	168.0	174.5	177.7	185.8	189.8	192.0	198.9																		
尾羽ジヤンクシヨ	55.4	61.4	73.0	77.0	78.9	83.6	94.1	104.7	109.4	122.6	133.8	147.0	157.7	164.4	169.4	175.9	179.1	187.2	191.2	193.4	200.3																		
富士川スマート	74.3	80.3	91.9	95.9	97.8	102.5	113.0	123.6	128.3	141.5	152.7	165.9	176.6	183.3	188.3	194.8	198.0	206.1	210.1	212.3	219.2																		
富士	80.3	86.3	97.9	101.9	103.8	108.5	119.0	129.6	134.3	147.5	158.7	171.9	182.6	189.3	194.3	200.8	204.0	212.1	216.1	218.3	225.2																		
沼津	98.5	104.5	116.1	120.1	122.0	126.7	137.2	147.8	152.5	165.7	176.9	190.1	200.8	207.5	212.5	219.0	222.2	230.3	234.3	236.5	243.4																		
裾野	108.0	114.0	125.6	129.6	131.5	136.2	146.7	157.3	162.0	175.2	186.4	199.6	210.3	217.0	222.0	228.5	231.7	239.8	243.8	246.0	252.9																		
御殿場ジヤンクシヨ	113.5	119.5	131.1	135.1	137.0	141.7	152.2	162.8	167.5	180.7	191.9	205.1	215.8	222.5	227.5	234.0	237.2	245.3	249.3	251.5	258.4																		
御殿場	118.1	124.1	135.7	139.7	141.6	146.3	156.8	167.4	172.1	185.3	196.5	209.7	220.4	227.1	232.1	238.6	241.8	249.9	253.9	256.1	263.0																		
大井松田	143.9	149.9	161.5	165.5	167.4	172.1	182.6	193.2	197.9	211.1	222.3	235.5	246.2	252.9	257.9	264.4	267.6	275.7	279.7	281.9	288.8																		
秦野中井	151.7	157.7	169.3	173.3	175.2	179.9	190.4	201.0	205.7	218.9	230.1	243.3	254.0	260.7	265.7	272.2	275.4	283.5	287.5	289.7	296.6																		
伊勢原ジヤンクシヨ	161.6	167.6	179.2	183.2	185.1	189.8	200.3	210.9	215.6	228.8	240.0	253.2	263.9	270.6	275.6	282.1	285.3	293.4	297.4	299.6	306.5																		
厚木	166.8	172.8	184.4	188.4	190.3	195.0	205.5	216.1	220.8	234.0	245.2	258.4	269.1	275.8	280.8	287.3	290.5	298.6	302.6	304.8	311.7																		
海老名南ジヤンクシヨ	169.4	175.4	187.0	191.0	192.9	197.6	208.1	218.7	223.4	236.6	247.8	261.0	271.7	278.4	283.4	289.9	293.1	301.2	305.2	307.4	314.3																		
海老名	169.8	175.8	187.4	191.4	193.3	198.0	208.5	219.1	223.8	237.0	248.2	261.4	272.1	278.8	283.8	290.3	293.5	301.6	305.6	307.8	314.7																		
海老名ジヤンクシヨ	167.9	173.9	185.5	189.5	191.4	196.1	206.6	217.2	221.9	235.1	246.3	259.5	270.2	276.9	281.9	288.4	291.6	299.7	303.7	305.9	312.8																		
横浜町田	182.1	188.1	199.7	203.7	205.6	210.3	220.8	231.4	236.1	249.3	260.5	273.7	284.4	291.1	296.1	302.6	305.8	313.9	317.9	320.1	327.0																		
横浜青葉	188.5	194.5	206.1	210.1	212.0	216.7	227.2	237.8	242.5	255.7	266.9	280.1	290.8	297.5	302.5	309.0	312.2	320.3	324.3	326.5	333.4																		
東名川崎	194.2	200.2	211.8	215.8	217.7	222.4	232.9	243.5	248.2	261.4	272.6	285.8	296.5	303.2	308.2	314.7	317.9	326.0	330.0	332.2	339.1																		
東京	201.8	207.8	219.4	223.4	225.3	230.0	240.5	251.1	255.8	269.0	280.2	293.4	304.1	310.8	315.8	322.3	325.5	333.6	337.6	339.8	346.7																		

東海北陸自動車道（一宮ジャンクション・小矢部砺波ジャンクション間）

一宮ジャンクション・ 西尾張	一宮西	尾西	一宮 木曽川	各務原	岐阜	関	美濃関 ジャンクション	美濃	美並	郡上 八幡	ぎふ 大和	白鳥	高鷲	ひるがの 高原スマート	荘川	飛騨 清見	白川郷	五箇山	福光	南砺	小矢部砺波 ジャンクション
																				スマート	3.4
																					7.7
	16.3	24.0	27.4																		
	19.0	24.9	40.1	56.4	64.1	67.5															
	25.8	43.9	59.1	75.4	83.1	86.5															
	6.8	13.9	32.9	57.8	73.0	89.3	97.0	100.4													
	8.0	15.1	21.9	40.9	65.8	81.0	97.3	105.0	108.4												
	10.4	18.4	25.5	32.3	51.3	76.2	91.4	107.7	115.4	118.8											
	6.2	16.6	24.6	31.7	38.5	57.5	82.4	97.6	113.9	121.6	125.0										
10.2	16.4	26.8	34.8	41.9	48.7	67.7	92.6	107.8	124.1	131.8	135.2										
17.2	27.4	33.6	44.0	52.0	59.1	65.9	84.9	109.8	125.0	141.3	149.0	152.4									
1.3	18.5	28.7	34.9	45.3	53.3	60.4	67.2	86.2	111.1	126.3	142.6	150.3	153.7								
5.6	6.9	24.1	34.3	40.5	50.9	58.9	66.0	72.8	91.8	116.7	131.9	148.2	155.9	159.3							
12.2	17.8	19.1	36.3	46.5	52.7	63.1	71.1	78.2	85.0	104.0	128.9	144.1	160.4	168.1	171.5						
5.6	17.8	23.4	24.7	41.9	52.1	58.3	68.7	76.7	83.8	90.6	109.6	134.5	149.7	166.0	173.7	177.1					
3.8	9.4	21.6	27.2	28.5	45.7	55.9	62.1	72.5	80.5	87.6	94.4	113.4	138.3	153.5	169.8	177.5	180.9				
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
1.0	—	7.7	13.3	25.5	31.1	32.4	49.6	59.8	66.0	76.4	84.4	91.5	98.3	117.3	142.2	157.4	173.7	181.4	184.8		

第二東海自動車道横浜名古屋線（海老名南ジャンクション・東海間）

[illegible]

										大府	東海
									名古屋		3.6
								豊明	南	1.5	5.1
							豊田南		5.3	6.8	10.4
					豊田			7.6	12.9	14.4	18.0
				豊田東	ジャンクション		7.6	15.2	20.5	22.0	25.6
			豊田東			1.9	9.5	17.1	22.4	23.9	27.5
		額田	ジャンクション		3.1	5.0	12.6	20.2	25.5	27.0	30.6
	新城			16.7	19.8	21.7	29.3	36.9	42.2	43.7	47.3
	三ヶ日		26.1	42.8	45.9	47.8	55.4	63.0	68.3	69.8	73.4
	ジャンクション	25.1	51.2	67.9	71.0	72.9	80.5	88.1	93.4	94.9	98.5
引佐	11.0	14.1	40.2	56.9	60.0	61.9	69.5	77.1	82.4	83.9	87.5
引佐 ジャンクション	12.7	12.4	38.5	55.2	58.3	60.2	67.8	75.4	80.7	82.2	85.8
浜松浜北 スマート	22.1	21.8	47.9	64.6	67.7	69.6	77.2	84.8	90.1	91.6	95.2
浜北	28.3	28.0	54.1	70.8	73.9	75.8	83.4	91.0	96.3	97.8	101.4
森掛川	40.4	40.1	66.2	82.9	86.0	87.9	95.5	103.1	108.4	109.9	113.5
金谷	57.3	57.0	83.1	99.8	102.9	104.8	112.4	120.0	125.3	126.8	130.4
藤枝岡部	72.3	72.0	98.1	114.8	117.9	119.8	127.4	135.0	140.3	141.8	145.4
静岡 SA スマート	79.3	79.0	105.1	121.8	124.9	126.8	134.4	142.0	147.3	148.8	152.4
静岡	90.9	90.6	116.7	133.4	136.5	138.4	146.0	153.6	158.9	160.4	164.0
尾羽 ジャンクション	104.6	104.3	130.4	147.1	150.2	152.1	159.7	167.3	172.6	174.1	177.7
伊佐布	101.9	101.6	127.7	144.4	147.5	149.4	157.0	164.6	169.9	171.4	175.0
吉原 ジャンクション	100.1	99.8	125.9	142.6	145.7	147.6	155.2	162.8	168.1	169.6	173.2
清水	109.5	109.2	135.3	152.0	155.1	157.0	164.6	172.2	177.5	179.0	182.6
富士	123.9	123.6	149.7	166.4	169.5	171.4	179.0	186.6	191.9	193.4	197.0
長泉沼津	144.2	143.9	170.0	186.7	189.8	191.7	199.3	206.9	212.2	213.7	217.3
御殿場 ジャンクション	157.4	157.1	183.2	199.9	203.0	204.9	212.5	220.1	225.4	226.9	230.5
御殿場	164.5	164.2	190.3	207.0	210.1	212.0	219.6	227.2	232.5	234.0	237.6
秦野	189.7	189.4	215.5	232.2	235.3	237.2	244.8	252.4	257.7	259.2	262.8
伊勢原北	202.5	202.2	228.3	245.0	248.1	250.0	257.6	265.2	270.5	272.0	275.6
伊勢原 ジャンクション	204.9	204.6	230.7	247.4	250.5	252.4	260.0	267.6	272.9	274.4	278.0
厚木南	209.2	208.9	235.0	251.7	254.8	256.7	264.3	271.9	277.2	278.7	282.3
海老名南 ジャンクション	210.7	210.4	236.5	253.2	256.3	258.2	265.8	273.4	278.7	280.2	283.8

中部横断自動車道（吉原ジャンクション・富沢間、六郷・双葉ジャンクション間）

	富沢				双葉
吉原				白根	ジャンクション
ジャンクション	20.7		南アルプス		6.8
		増穂		3.0	9.8
			6.2	9.2	16.0
六郷		9.3	15.5	18.5	25.3

北陸自動車道（朝日・米原ジャンクション間）

朝日	入善	黒部	魚津	滑川	立山	流杉	富山	富山西	小杉	高岡砺波	砺波	小矢部	小矢部砺波 ジャンクション	金沢 森本	金沢東	金沢西	白山	徳光	美川	小松	安宅	片山津
																					スマート	スマート
																					4.0	4.0
	4.2	8.7	18.3	27.6	35.7	41.4	48.0	55.4	60.6	69.0	74.9	84.3	98.7	101.9	109.6	112.2	117.4	121.8	132.8	137.4	141.4	
	スマート	4.5	14.1	23.4	31.5	37.2	43.8	51.2	56.4	64.8	70.7	74.6	80.1	94.5	97.7	105.4	108.0	113.2	117.6	128.6	133.2	137.2
	9.6	18.9	27.0	32.7	39.3	46.7	51.9	60.3	66.2	70.1	75.6	90.0	93.2	100.9	103.5	108.7	113.1	124.1	128.7	132.7		
	9.3	17.4	23.1	29.7	37.1	42.3	50.7	56.6	60.5	66.0	80.4	83.6	91.3	93.9	99.1	103.5	114.5	119.1	123.1			
	8.1	13.8	20.4	27.8	33.0	41.4	47.3	51.2	56.7	71.1	74.3	82.0	84.6	89.8	94.2	105.2	109.8	113.8				
	5.7	12.3	19.7	24.9	33.3	39.2	43.1	48.6	63.0	66.2	73.9	76.5	81.7	86.1	97.1	101.7	105.7					
	5.2	12.6	21.0	26.9	30.8	36.3	50.7	53.9	61.6	64.2	69.4	73.8	84.8	89.4	93.4							
8.4	14.3	18.2	23.7	38.1	41.3	49.0	51.6	56.8	61.2	72.2	76.8	80.8										
スマート	5.9	9.8	15.3	29.7	32.9	40.6	43.2	48.4	52.8	63.8	68.4	72.4										
3.9	9.4	23.8	27.0	34.7	37.3	42.5	46.9	57.9	62.5	66.5												
3.2	10.9	13.5	18.7	23.1	34.1	38.7	42.7															
7.7	10.3	15.5	19.9	30.9	35.5	39.5																
2.6	2.9	7.8	12.2	20.6	25.2	29.2																
5.2	9.6	12.2	23.2	27.8	31.8																	
33.1	37.5	43.0	48.5	53.1	57.1																	
38.6	43.0	48.5	53.1	57.1																		
33.4	38.6	43.0	48.5	53.1	57.1																	
27.9	33.4	38.6	43.0	48.5	53.1	57.1																
25.3	30.8	34.7	37.3	42.5	46.9	57.9	62.5	66.5														
17.6	23.1	27.0	30.8	34.7	37.3	42.5	46.9	57.9	62.5	66.5												
14.4	19.9	23.8	27.0	30.8	34.7	37.3	42.5	46.9	57.9	62.5	66.5											

															米原														
															米原	米原 ジャンクション													
															長浜		0.7												
															木之本	8.9	9.6												
															敦賀		13.8	22.7	23.4										
															敦賀 ジャンクション	22.1	35.9	44.8	45.5										
															今庄	1.1	23.2	37.0	45.9	46.6									
															南条	21.5	22.6	44.7	58.5	67.4	68.1								
															武生	3.6	25.1	26.2	48.3	62.1	71.0	71.7							
															鯖江	8.9	12.5	34.0	35.1	57.2	71.0	79.9	80.6						
															福井	5.4	14.3	17.9	39.4	40.5	62.6	76.4	85.3	86.0					
															福井北	11.2	16.6	25.5	29.1	50.6	51.7	73.8	87.6	96.5	97.2				
															丸岡	6.4	17.6	23.0	31.9	35.5	57.0	58.1	80.2	94.0	102.9	103.6			
															金津	6.8	13.2	24.4	29.8	38.7	42.3	63.8	64.9	87.0	100.8	109.7	110.4		
															加賀	10.5	17.3	23.7	34.9	40.3	49.2	52.8	74.3	75.4	97.5	111.3	120.2	120.9	
																7.3	17.8	24.6	31.0	42.2	47.6	56.5	60.1	81.6	82.7	104.8	118.6	127.5	128.2
片山津	12.5	19.8	30.3	37.1	43.5	54.7	60.1	69.0	72.6	94.1	95.2	117.3	131.1	140.0	140.7														
安宅スマート	16.5	23.8	34.3	41.1	47.5	58.7	64.1	73.0	76.6	98.1	99.2	121.3	135.1	144.0	144.7														
小松	21.1	28.4	38.9	45.7	52.1	63.3	68.7	77.6	81.2	102.7	103.8	125.9	139.7	148.6	149.3														
美川	32.1	39.4	49.9	56.7	63.1	74.3	79.7	88.6	92.2	113.7	114.8	136.9	150.7	159.6	160.3														
徳光 スマート	36.5	43.8	54.3	61.1	67.5	78.7	84.1	93.0	96.6	118.1	119.2	141.3	155.1	164.0	164.7														
白山	41.7	49.0	59.5	66.3	72.7	83.9	89.3	98.2	101.8	123.3	124.4	146.5	160.3	169.2	169.9														
金沢西	44.3	51.6	62.1	68.9	75.3	86.5	91.9	100.8	104.4	125.9	127.0	149.1	162.9	171.8	172.5														
金沢東	52.0	59.3	69.8	76.6	83.0	94.2	99.6	108.5	112.1	133.6	134.7	156.8	170.6	179.5	180.2														
金沢森本	55.2	62.5	73.0	79.8	86.2	97.4	102.8	111.7	115.3	136.8	137.9	160.0	173.8	182.7	183.4														
小矢部	69.6	76.9	87.4	94.2	100.6	111.8	117.2	126.1	129.7	151.2	152.3	174.4	188.2	197.1	197.8														
小矢部砺波 ジャンクション	75.1	82.4	92.9	99.7	106.1	117.3	122.7	131.6	135.2	156.7	157.8	179.9	193.7	202.6	203.3														
砺波	79.0	86.3	96.8	103.6	110.0	121.2	126.6	135.5	139.1	160.6	161.7	183.8	197.6	206.5	207.2														
高岡砺波 スマート	84.9	92.2	102.7	109.5	115.9	127.1	132.5	141.4	145.0	166.5	167.6	189.7	203.5	212.4	213.1														
小杉	93.3	100.6	111.1	117.9	124.3	135.5	140.9	149.8	153.4	174.9	176.0	198.1	211.9	220.8	221.5														
富山西	98.5	105.8	116.3	123.1	129.5	140.7	146.1	155.0	158.6	180.1	181.2	203.3	217.1	226.0	226.7														
富山	105.9	113.2	123.7	130.5	136.9	148.1	153.5	162.4	166.0	187.5	188.6	210.7	224.5	233.4	234.1														
流杉スマート	112.5	119.8	130.3	137.1	143.5	154.7	160.1	169.0	172.6	194.1	195.2	217.3	231.1	240.0	240.7														
立山	118.2	125.5	136.0	142.8	149.2	160.4	165.8	174.7	178.3	199.8	200.9	223.0	236.8	245.7	246.4														
滑川	126.3	133.6	144.1	150.9	157.3	168.5	173.9	182.8	186.4	207.9	209.0	231.1	244.9	253.8	254.5														
魚津	135.6	142.9	153.4	160.2	166.6	177.8	183.2	192.1	195.7	217.2	218.3	240.4	254.2	263.1	263.8														
黒部	145.2	152.5	163.0	169.8	176.2	187.4	192.8	201.7	205.3	226.8	227.9	250.0	263.8	272.7	273.4														
入善 スマート	149.7	157.0	167.5	174.3	180.7	191.9	197.3	206.2	209.8	231.3	232.4	254.5	268.3	277.2	277.9														
朝日	153.9	161.2	171.7	178.5	184.9	196.1	201.5	210.4	214.0	235.5	236.6	258.7	272.5	281.4	282.1														

近畿自動車道名古屋亀山線（名古屋西・亀山南ジャンクション間）

[illegible]

近畿自動車道伊勢線（伊勢関・伊勢間）

								伊勢西・伊勢
							玉城	9.5
					松阪	勢和多気	10.3	19.8
				一志		13.9	24.2	33.7
			久居	嬉野	6.4	20.3	30.6	40.1
		津			5.8	12.2	26.1	45.9
	芸濃		6.3	12.1	18.5	32.4	42.7	52.2
伊勢関		8.5	14.8	20.6	27.0	40.9	51.2	60.7
	6.3	14.8	21.1	26.9	33.3	47.2	57.5	67.0

近畿自動車道名古屋神戸線（飛島・甲賀土山間）

飛島											亀山	甲賀土山
											ジヤンクシヨ	18.8
											5.3	13.5
											15.2	20.5
											23.4	28.7
											8.2	36.9
											12.6	41.3
											27.8	33.1
											29.9	35.2
											34.0	39.3
飛島											35.8	41.1
											43.6	49.3
											47.5	51.8
											55.8	60.9
											60.9	66.0

近畿自動車道尾鷲多気線（紀伊長島・勢和多気間）

紀伊長島			勢和 多気
	紀勢	大宮	13.4
		大台	
	大内山	10.4	23.8
10.3		20.7	34.1

近畿自動車道敦賀線（小浜・敦賀ジャンクション間）

小浜			美浜	敦賀 ジャンクション
	上中	三方	7.2	13.0
		9.2		20.2
	9.6	18.8	16.4	29.4
			26.0	39.0

別添 4

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
200	300	250
250	350	300
300	400	350
350	500	450
400	550	500
450	600	600
500	650	650
550	750	750
600	800	800
650	850	850
700	950	950
750	1,000	1,000
800	1,050	1,050
850	1,150	1,150
900	1,200	1,200
950	1,250	1,250
1,000	1,300	1,350
1,050	1,400	1,400
1,100	1,450	1,450
1,150	1,500	1,500
1,200	1,600	1,600
1,250	1,650	1,650
1,300	1,700	1,700
1,350	1,800	1,800
1,400	1,850	1,850
1,450	1,900	1,900
1,500	1,950	2,000
1,550	2,050	2,050
1,600	2,100	2,100
1,650	2,150	2,200
1,700	2,250	2,250

変更前料金 (A)	算定料金 (B)	適用料金 (C)
1,750	2,300	2,300
1,800	2,350	2,400
1,850	2,450	2,450
1,900	2,500	2,500
1,950	2,550	2,600
2,000	2,600	2,650
2,050	2,700	2,700
2,100	2,750	2,800
2,150	2,800	2,850
2,200	2,900	2,900
2,250	2,950	3,000
2,300	3,000	3,050
2,350	3,100	3,100
2,400	3,150	3,200
2,450	3,200	3,250
2,500	3,250	3,300
2,550	3,350	3,400
2,600	3,400	3,450
2,650	3,450	3,500
2,700	3,550	3,600
2,750	3,600	3,650
2,800	3,650	3,700
2,850	3,750	3,800
2,900	3,800	3,850
2,950	3,850	3,900
3,000	3,900	4,000
3,050	4,000	4,050
3,100	4,050	4,100
3,150	4,100	4,150
3,200	4,200	4,250
3,250	4,250	4,300
3,300	4,300	4,350

別添 5 一般有料道路のキロ程（単位：キロメートル）

一般国道 3 0 2 号（伊勢湾岸道路）（東海・飛島間）

東海			飛島
	名港潮見	名港中央	2.0
		2.4	4.4
	1.7	4.1	6.1

一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（西久保ジャンクション・海老名南ジャンクション間、海老名・あきる野間）

西久保 ジャンクション	寒川南	寒川北	海老名南 ジャンクション
		3.2	2.8
	—	5.1	6.0
		7.9	7.9
海老名	圏央厚木	相模原	城山
		5.2	8.9
	4.9	10.1	19.0
		14.1	20.0
海老名	八王子南	八王子	八王子西
		5.9	4.4
	24.9	7.9	6.4
		16.8	12.3
海老名	26.9	22.0	21.2
		26.4	26.4
	31.3	31.3	31.6
		36.5	36.5

一般国道 4 7 5 号（東海環状自動車道）（豊田東ジャンクション・関広見間）

豊田東 ジャンクション	豊田松平	鞍ヶ池	豊田勘八	豊田藤岡	せと赤津	せと品野	土岐南 多治見	土岐 ジャンクション	五斗蒔 スマート	可児御嵩	美濃加茂	富加関	美濃関 ジャンクション	関広見
		スマート	5.7	7.8	2.8	10.6	21.5	24.4	26.1	34.9	44.3	50.6	57.6	60.5
	3.4	2.9	6.3	12.0	19.8	22.6	33.5	36.4	38.1	46.9	56.3	62.6	69.6	72.5
		6.3	9.7	15.4	23.2	26.0	36.9	39.8	41.5	50.3	59.7	66.0	73.0	75.9

別添 6

A	一般国道 3 0 2 号（伊勢湾岸道路）
	一般国道 4 7 5 号（東海環状自動車道）
B	一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（海老名市中新田からあきる野市まで）
C	一般国道 4 6 8 号（首都圏中央連絡自動車道）（茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで）
D	一般国道 1 号（西湘バイパス）
	一般国道 1 3 8 号（東富士五湖道路）
	一般国道 2 7 1 号（小田原厚木道路）
E	一般国道 1 号（新湘南バイパス）

別添7 割引相互間の重複適用関係 (1)重複適用の有無

[illegible]

(注)「マイレージ」、「大口」、「前納」、「上限」、「深夜」、「通勤」、「通勤(Ⅱ)」、「早朝」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「特区(Ⅰ)」、「特区(Ⅱ)」、「休夜」、「東京」、「圏央連続」、「東海」、「中央」、「特定」、「連続」、「短区間」、「名古屋」、「エコカー」、「障割」、「路バス」、及び「休バス」は、それぞれ、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引(距離制限緩和)、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引(Ⅰ)、特別区間等における割引(Ⅱ)、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引、高速国道との連続利用割引、ＥＴＣ短区間割引、近畿自動車道名古屋亀山線におけるＥＴＣ割引、エコカー割引、障害者割引、乗合型自動車(定期路線)割引、及び休日バス割引を指すものとし、縦と横の交点の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	エコカー割引
2	高速国道との連続利用割引、特別区間等における割引（Ⅱ）又は近畿自動車道名古屋亀山線におけるＥＴＣ割引
3	地方部上限割引、深夜割引、通勤割引、通勤割引（距離制限緩和）、早朝夜間割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、特別区間等における割引（Ⅰ）、休日夜間割引、第一東海自動車道の東京インターチェンジ等における割引、首都圏中央連絡自動車道連続利用割引、東海環状自動車道連続割引、中央自動車道富士吉田線における短区間割引、特定区間割引又はＥＴＣ短区間割引
4	障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引又は休日バス割引
5	マイレージ割引、大口・多頻度割引又はＥＴＣ前納割引

この協定の締結を証するため、本協定書 2 通を作成し、記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 2 3 年 3 月 1 7 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長

勢 山 廣 直

中日本高速道路株式会社

代表取締役会長兼社長

金 子 剛 一